第2次杵築市総合計画

人・自然・文化が調和した

安心・安全で活力あふれるまち

杵 築 市 民 憲 章

杵築市は、豊かな海守江湾、悠久の流れ八坂川、雲を誘う雲ヶ岳・横岳等の自然環境に恵まれ、歴史と伝統、文化、産業を育み、多彩な人材を輩出してきたまちです。

私たちは、その先人たちの努力と知恵を受け継ぎ、さらなる発展を目指し、新しいまちづくりを進めることを誓い、ここに市民憲章「いいきつき」を定めます。

い いひと・いい環境づくりに励み、うるおいと活力のある豊かなまちを築きます。

い きがいと希望にあふれ、健康で明るく、安心・安全な住みよいまちを築きます。

き ょうどの自然を愛し、海・緑・水を大切にし、美しいまちを築きます。

つ ねに学び、歴史と伝統を継承し、新しい文化を創造する夢のもてるまちを築きます。

き んろうを尊び、スポーツ・芸術に親しみ、いつまでも若さの保てるまちを築きます。

平成23年4月1日施行

市の木・豊後梅

市の花・エビネ

杵築市では、平成19年に策定した杵築市総合計画に基づき地域の特性や資源を活かしながら、一体感の醸成に向けた様々な取り組みを進めてまいりました。

人口減少・少子高齢化社会の到来、地方創生への取り組み、災害発生による防災、減災に向けた安心・安全意識の高まりなど、私たちのまちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。このような中、ますます多様化、複雑化する市民ニーズや行政課題に対応するため、今後8年間のまちづくりの指針となる第2次杵築市総合計画を策定しました。

この計画に基づき「人・自然・文化が調和した　安心・安全で活力あふれるまち」を将来像に、健康で、活力にあふれ、安心して暮らすことができる、「これからも、ずっと住み続けたい」と思えるまちを目指して取り組んでまいります。市民の皆様のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご審議いただきました総合計画審議会委員並びに市議会議員をはじめ、ご協力いただきました関係各位に対しまして心からお礼申し上げます。

平成29年4月

杵築市長　永　松　　悟

目　次

基本構想

計画の策定にあたって ・・・ 1

１．総合計画策定の趣旨・目的

２．総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係性

３．構成及び期間

４．時代の潮流

（１）少子高齢化の進展と人口減少社会の到来
（２）多様な価値観の中における地域コミュニティでの融合
（３）安心・安全意識の高まり
（４）地域の特性を活かした環境の変化への対応
（５）市民参画・協働意識の高まり
（６）行政課題の広域化・多様化
（７）人口問題と移住・定住者にとって魅力的なまちづくり
（８）安心して暮らすことができる福祉のまちづくり
（９）生きる力を育むための教育環境の充実

基本計画

６つの柱の基本方針 ・・・ 11

１．安心・安全な暮らしをささえるまちづくり ・・・ 15

１－１　予防に重点を置いた健康づくりの推進
１－２　保健・医療・福祉のネットワーク化
１－３　地域福祉の充実
１－４　国民健康保険・国民年金の推進
１－５　防災対策の充実
１－６　交通安全対策の推進
１－７　防犯体制の確立

２．地域の活力を生むまちづくり ・・・ 29

２－１　移住・定住の促進
２－２　消費者志向の農林水産業の振興
２－３　商工業の振興
２－４　集客・観光の振興
２－５　雇用対策の充実

３．豊かな自然と文化を大切にするまちづくり ・・・ 39

３－１　自然の保全と活用
３－２　歴史・文化遺産の保存と活用
３－３　環境問題への対策

４．ひとが育ち、輝くまちづくり ・・・ 45

４－１　子育て支援の充実
４－２　幼児・学校教育の充実
４－３　社会教育の充実と生涯学習のまちづくり
４－４　スポーツの振興
４－５　人権が尊重されるまちづくり

５．ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり ・・・ 55

５－１　道路網の維持
５－２　地域生活をささえる公共交通の充実
５－３　上・下水対策の充実
５－４　情報基盤の充実

６．コミュニティの発展をささえるまちづくり　・・・ 63
６－１　コミュニティ協働の推進
６－２　空き家対策の充実
６－３　市民交流・都市間交流・国際交流の推進
地方創生（27 項目）
１．地方における安定した雇用を創出する　・・・ 71
01 次世代につなぐ「きつきスタイル」農林水産業の開発
02 消費者に信頼され、愛される「杵築ブランド」づくり
03 世界農業遺産のシンボル七島藺（シチトウイ）の復活
04 魅力的で活力のある商業機能の充実
05 まるごと創業支援事業の推進
06 市全域にわたる観光事業の推進
07 スポーツ合宿・研修の誘致
08 エネルギーを大切に使うまちづくり
09 ふるさと納税で元気と魅力アップ
２．地方への新しいひとの流れをつくる　・・・ 80
10 生活設計ができる移住パッケージの開発
11 住みたい物件が見つかる「空き家バンク」の充実
12 Kit-suki（きっとすき）になるグリーンツーリズム（農村交流）
13 Kit-suki（きっとすき）になる学生研修の受け入れ
14 地域資源を活用した健康づくりの推進
15 「人財バンク」の創設
16 魅力的な情報発信
３．若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる　・・・ 87
17 素敵な出会いをサポートする「婚活事業」の取り組み
18 妊娠・出産・育児まで切れ間のない子育て支援
19 小・中学生の教育の充実 ～英語教育を中心にして～
20 学生による地域課題の解決チャレンジ
４．時代に合った地域をつくり、安全なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する　・・・ 91
21 地域が元気になる住民自治協議会活動の充実
22 未来につながる地域団体の「自立・自律」支援
23 必要な医療・介護サービスの提供体制づくり
24 経済活動、社会活動を通じた高齢者・障がい者の見守り
25 気軽にお出かけできる地域交通
26 将来にわたって持続可能なまちづくり
27 地域を元気にする空き施設の活用

参考資料　・・・101

基本構想

計画の策定にあたって

１．総合計画策定の趣旨・目的
２．総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係性
３．構成及び期間
４．時代の潮流

計画の策定にあたって

１．総合計画策定の趣旨・目的

本市では、平成 19 年 4 月に策定した「杵築市総合計画」に基づき、「歴史と文化の薫り高き　豊かな感性があふれるまち」を将来像としてさまざまな施策を展開してきましたが、平成 28 年度でその目標年度を迎えました。

新杵築市誕生から 11 年を迎えた現在、国内においては地方分権の進展や急速な少子・高齢化と人口減少、グローバル経済下での景気低迷、また、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震による安心・安全への高まりなど、社会経済情勢は大きく変化しました。

このような状況の中、さまざまな課題を乗り越え、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくためには、長期的な視点に立ち、これまで以上に選択と集中を進め、効率的な行政運営が必要とされています。

また、国が進める「まち・ひと・しごと創生」については、国と地方が一体となり中長期的視点に立って取り組む必要があることから、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案し、今後５カ年の目標や施策の基本方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

こうした状況を踏まえ、前総合計画の取り組みや検証結果を活かしつつ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら、**「人・自然・文化が調和した　安心・安全で活力あふれるまち」**を将来像とする、総合的なまちづくりの指針となる新たな「杵築市総合計画」を策定します。

本市は、九州の東端、国東半島南部の付け根に位置し、別府湾や豊予海峡、伊予灘を望み、年間を通じ温暖な気候を有しています。また、大分空港と県都大分市、泉都別府市の間に位置し、地の利を得ています。

平成 17 年合併後の本市は、海あり、里あり、山あり、歴史ありの変化に富んだ自然豊かな地域を成し、これらの資源を活かしながら、田園と各種産業の調和した活力のあるまちづくりを目指します。

２．総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係性

本市では、平成 27 年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。「100 年住みたくなる めぐりめぐる循環型のまちづくり」を基本理念に、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の 4 つの基本目標のもと、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すべく、さまざまな施策を盛り込んでいます。

総合計画においては、市の最上位計画として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で取り組むまちづくりの施策を包含する形で、これまで継続的に行ってきた保健・福祉・医療、子育て支援、農業振興、防災、公共土木、教育などの取り組みを、基本構想のもとに総合的な施策の見直し、推し進める計画としています。

３．構成及び期間

（１）構成

新総合計画は、平成 36 年度を目標年度とする「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」から構成するものとします。

①基本構想

長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念や、目指すべき将来像など、市政の長期的ビジョンを示すものです。

②基本計画

基本構想を実現するために必要とされる、各政策分野の施策の方向性について示すものです。

③実施計画

基本計画を進めるにあたって必要となる、具体的な事業について示すものです。

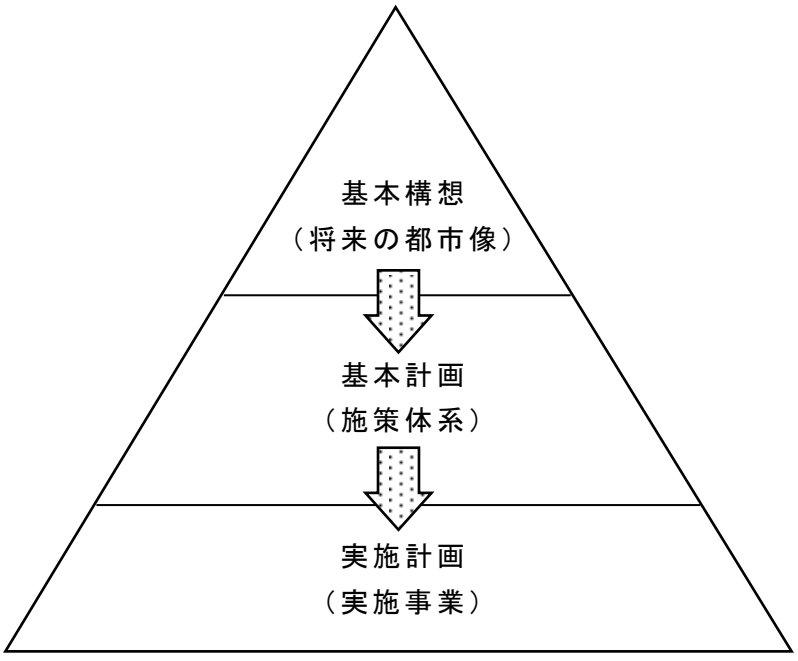

（２）期間

①基本構想

８年間（平成 29 年度～平成 36 年度）

②基本計画

前期　３年間（平成 29 年度～平成 31 年度）

後期　５年間（平成 32 年度～平成 36 年度）

③実施計画

３年単位で計画を策定し、毎年見直す

◆計画の期間

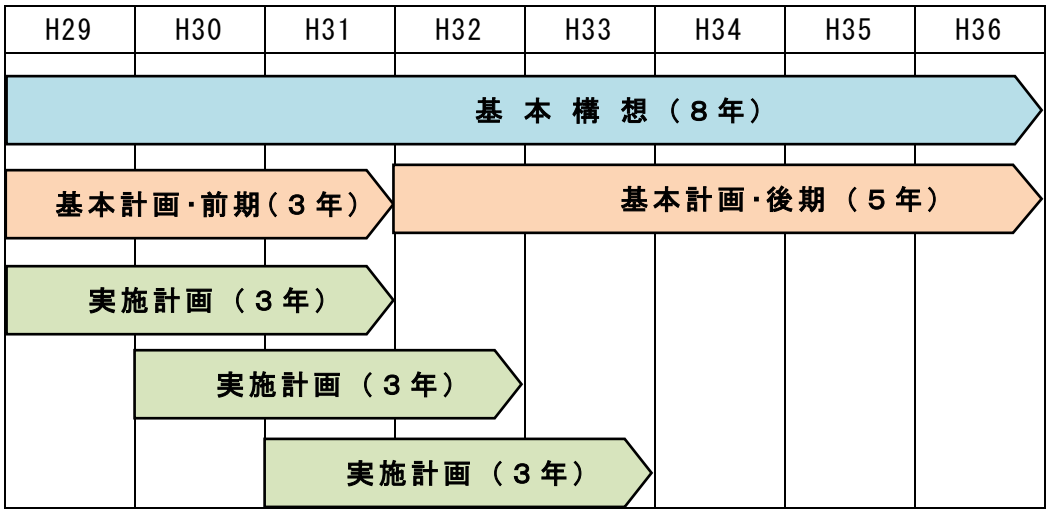

４．時代の潮流

（１）少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

我が国の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,809 万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 35 年には 1 億 2,000 万人になると見込まれています。本市においても、平成 22 年は 32,083 人（国勢調査数値）のところ、平成 32 年に 28,777 人、平成 52 年に 22,473 人、平成 72 年には 16,945 人まで減少するとされています。15 歳から 49 歳までの女性人口の減少とともに出生数が減少、少子高齢化が一層進行する超高齢社会に向かっており、こうした人口減少や少子高齢化は、人口増加を前提とした今日の社会システムに大きな影響を与えています。

人口減少は、労働力の減少や地域活力の低下、内需を縮小させ、さらなる国内経済の空洞化を招きかねません。また、高齢者の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等社会の様々な面での影響が懸念されます。一方で、女性や高齢者といった潜在労働力の活用は、労働生産性を向上させる等、持続的な成長の一助となることが考えられます。

少子化は、１人の子どもに要する時間や費用、教育環境等が充実しやすくなるという側面もありますが、生産年齢人口比率は長期的に低下し、労働力不足や、経済の縮小を招きかねません。また、増加傾向にあるひとり親世帯や子の貧困などの問題が顕在化しています。このような少子化を抑制していくため、子育てと仕事を両立できる環境を整えていくことが求められます。

本市においても、平成 17 年の合併時においては年間 250～260 人ほどの出生数でしたが、平成 27 年度は 216 人まで減少し年間 200 人を割り込むような状況になっています。児童数は減少している現状のなか、保育園・こども園への入所のニーズの高まりに合わせて幼稚園からこども園への移行が進んでおり、利用しやすい状況になっています。しかし、その一方で、保育士が確保できないことによる待機児童の発生も懸念されています。

今後は、子どもの保育を確保する事業の展開や施設と共同しての保育士の確保、子育て中の保護者への積極的な情報発信ができるシステムの構築により、様々な家族構成の方々が安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、県と連携して「子育て満足度日本一」の実現を目指します。

また、本市の高齢化率は、平成 22 年は 31.6%、平成 32 年は 36.2%、平成 52 年は 38.2%、平成 72 年には 40.6%まで上昇することが予測されています。そのうち 75 歳以上の割合になると平成 22 年は 18.6%、平成 32 年は 20.7%、平成 52 年は 24.6%、平成 72 年には 27.6%になります。

そのため年齢を重ねても、自分のできる範囲でいつまでも労働ができることで、生活の中でのやりがいを感じ、経済的な豊かさを生み、そして将来の社会保障負担を抑制できることが本市の高齢化対策の大きな１つの柱となるべきと考えます。そのため、地域に根付いた特産品の開発、協働組織の確立、集荷の仕組みの構築、および直売所など販売機会の確保などを通じて、「生涯生産者のまちづくり」の仕組みの構築を進めます。

（２）多様な価値観の中における地域コミュニティでの融合

経済社会の発展、成熟社会の到来とともに、人々の価値観は「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」をより大切にする方向へ変化しているほか、個人的な趣味、嗜好をはじめ、結婚、子育て・教育、住まい、就労形態、老後等、人々の意識は生活全般において多様化が進んでいます。平成 26 年 6 月に実施された国の「国民生活に関する世論調査」においても、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた人の割合が 63.1%を占めました。

少子化や核家族化など、社会の変化と価値観の多様化を背景とし、従来型の地域コミュニティの衰退が懸念される一方で、中・高年層を中心に社会貢献活動への参加意欲は高まっていることから、「こころの豊かさ」や「生活の質の向上」を実感できる社会を構築していくとともに、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められます。

本市においては、心を豊かにしてくれる自然豊かな海や山があり、またそれらが育む海の幸や山の幸が日々手頃に楽しめます。また、地縁団体や地域団体の活動等が盛んであり、人と人、心と心のかかわりを頻繁に感じることができます。これらは、経済的な豊かさ以上に心の豊かさやゆとりに繋がっており、多様な価値観をお互いに認め合いながら、調和のとれた本市の豊かさとして感じられるような取り組みを進めていきます。

（３）安心・安全意識の高まり

平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震は、被災地をはじめ、我が国全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルまでをも変える大きな衝撃を与えました。また局地的な集中豪雨の発生は、各地に大きな被害をもたらしています。こうした大規模地震や津波による被害、

集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫等の発生を契機に、人々の防災に対する意識は急速に高まっています。

さらには、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺、インターネット犯罪、食の安全をゆるがす事件等も発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増大しているなか、日常生活の様々な面で安心・安全の確保が強く求められます。

本市においても、平成 26 年 4 月に危機管理課を新設し、防災対策の環境を整えました。避難訓練や地域への啓発活動を通して、市民が安心・安全に暮らせる環境づくりを進めていきます。また、平成 27 年 4 月に消費生活センターを商工観光課内に設置し、市民からの相談窓口を設けました。被害にあった際の相談対応はもとより、被害にあわないよう日頃より啓発活動を進めていきます。

（４）地域の特性を活かした環境の変化への対応

日本の経済は、グローバル化により経済活動の機会が拡大する一方で、地域間・国際間の競争は激化しており、競争力の向上と経営効率化を背景に、労働環境において非正規雇用が増加するなど、雇用形態の多様化による賃金格差の拡大が社会問題になっています。また、企業誘致を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。一方で起業創業へのニーズは高まっており、新たなビジネスや雇用の場の創出が期待されています。

今後は、産学官民の連携を産業分野全般において推進することで、安定した農業の振興やインバウンド観光等の推進に取り組み、地域間・国際間の競争に対抗することができる産業の高付加価値化を図ることが重要になります。

本市においても、近年、外国人観光客が城下町に多く訪れ着物に着替えて日本らしさを体験したり、山香・大田地域の里山やトレッキングコースを楽しむ方が増えています。また、市内全域に多くの国指定の重要文化財・史跡等が点在しており、それを結んで行くことで自然と歴史を同時に感じることができます。さらに、平成 27 年 12 月に杵築市ブランド推進協議会を組成し、首都圏マーケットでも競争できる地域ブランドとして「きつきのきづき」を立ち上げて、販路開拓を進めています。合わせて、市内の農産品や加工品生産者のレベルアップも進めています。「杵築にしかない。杵築でしか出来ない。」見る・感じる・食べるなどの体験を国内外に向けて広くアピールすることで地域特有のブランドを確立させて地域の活性化を進めていきます。

（５）市民参画・協働意識の高まり

行政への市民参画や市民と行政の協働の重要性が高まっているなかで、協働でよい社会サービスの提供を図る考え方も広まっており、市民と行政が一体となった地域課題の解決に向けての取り組みが重要になります。

地域の実態を把握し、課題解決への可能性を探る取り組みが必要となるなかで、住民自治協議会を核とした市民、地域住民団体や市民活動団体等多様な主体を地域づくりの担い手と位置付け、情報共有による広範にわたる市民参画・協働によ

るまちづくりが不可欠となっています。

また、近年は家庭や地域コミュニティの機能低下が指摘されることも多く、助け合いながら共に暮らしていく互助や共助の重要性が高まっており、国や地方自治体において家族や地域の絆を再生・活性化する取り組みも盛んになってきています。特に、東日本大震災や熊本地震により、人や地域の絆に対する重要性がさらに高まっており、市民と行政が一体となって自らの社会を形成していくことが求められます。

本市においても地域コミュニティの機能強化を進めています。市内に 13 ある住民自治協議会を核にして小規模多機能自治を実践し、協働のまちづくりによる地域の課題解決に向けた取組みを進めています。市民と行政が一体となって地域の課題を解決し、地域が元気になることで市全体の活性化につなげていきます。

（６）行政課題の広域化・多様化

生産年齢（15～64 歳）人口の減少による税収入の減少、高齢化による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化に伴う維持更新費等により、厳しい財政状況が強いられるなか、限られた財源を市民にとって真に必要となる施策・事業を選択し、集中させること等による持続可能な財政運営が求められます。また、行政改革を継続的に推進するとともに、機能集約や広域連携を視野に入れた行政体制の構築が必要になります。

人口減少が確実に進行することが明らかななか、医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどのように維持していくのか、道路や橋りょう、上下水施設や公共施設(建築物)といったインフラをどのように維持、補修していくのか、地域の産業や雇用をどのように創出していくのか、こうした多岐にわたる課題の解決にあたって、長期的な視点での取り組みが求められます。

（７）人口問題と移住・定住者にとって魅力的なまちづくり

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 27 年 30,434 人であった本市の人口は、45 年後の平成 72 年には約 44%減の 16,945 人になるとされております。市内でも中心部以外の場所では、さらに激しい割合での減少が見込まれており、地域社会の存続危機が懸念されます。そのため、後継者を育成することによる地場産業の活性化により、地域が元気になることで子どもを産み育てやすい地域づくりを進めます。また、本市の自然環境やコミュニティ、町並みを好きになってくれるＵターン、Ｊターン、Ｉターン希望者を広く受け入れるとともに、就農を目指す方など、本市で新しく生活を築き上げようとするチャレンジ人材を広く支援します。単に行政が窓口として移住者の呼び込みをするのではなく、実際に居住することとなる地域と連携することで、移住者１人ひとりをサポートし活躍ができる環境を整えて「杵築市に来て良かった」と思える魅力的なまちづくりを推進します。さらに、本市に好きになり、「いつかは住んでみたい」と思う方や「これからもかかわって行きたい」という「きつきファン」を広げて行くための活動を進めていきます。

（８）安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

核家族化やひとり親世帯の増加などにより地域コミュニティの希薄化が進んでおり、一人暮らしの高齢者や障がい者など、支援・見守りが必要な人を地域で支えていく機能が低下しています。そのような中で、市民１人ひとりが抱えている福祉課題への対応に努め、子どもから高齢者までのすべての市民が健康的に安心して暮らしていける社会を形成していくことが求められています。

誰もがいたわり、助け合う心を共有し、支援を必要とする人たちを地域全体で支えていく体制を確立していくとともに、保健・医療・福祉面における公的サービスの充実を図り、不安や悩みがなく安心して子育てができる環境や高齢者、障がい者が生きがいを持って暮らせる社会の構築が求められています。

本市においても毎週の地域ケア会議により、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう支援体制を構築し、介護予防を含む社会保障費の抑制に取り組んでいます。

市民１人ひとりが健康意識の高揚を図りながら健康の維持増進に取り組める環境づくりを進め、誰もがやさしさを持っていきいきと暮らせるまちづくりを進めていきます。

（９）生きる力を育むための教育環境の充実

目まぐるしく変化する社会情勢のもと、次代を担う子どもたちには主体性や協調性だけではなく、変化に柔軟に対応できる「生きる力」が求められています。

本市においても、平成 25 年 4 月に県下で初めて教育立市を宣言しました。まちづくりの柱の一つに教育を据え、教育が果たすべき役割を自覚し、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むことを目的にしています。子どもたちが未来を拓くたくましい力を持ち、多様な可能性を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を適切に担い、健やかな心と体を育む教育を推進していきます。

基本計画

６つの柱の基本方針

１．安心・安全な暮らしをささえるまちづくり
２．地域の活力を生むまちづくり
３．豊かな自然と文化を大切にするまちづくり
４．ひとが育ち、輝くまちづくり
５．ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり
６．コミュニティの発展をささえるまちづくり

６つの柱の基本方針

１．安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

本格的な高齢化社会を迎えるにあたって、誰もが生涯安心して暮らせる生活の基盤整備を進めることは、まちづくりの基本となるものです。

理想の生活環境の実現を目指して、保健・福祉・医療等の施策や施設の充実を図るとともに、国民健康保険運営の健全化に取り組み、地域の中で住民が共に支え合う仕組みを整え、皆がいきいきと安心して生活できる地域社会づくりを推進します。

また災害や急病等の緊急時においても、広域的に対応できる体制を強化して、住民の暮らしを守るまちづくりを充実します。

◎分野別施策の内容

１－１　予防に重点を置いた健康づくりの推進
１－２　保健・医療・福祉のネットワーク化
１－３　地域福祉の充実
１－４　国民健康保険・国民年金の推進
１－５　防災対策の充実
１－６　交通安全対策の推進
１－７　防犯体制の確立

２．地域の活力を生むまちづくり

地域の活力を高めていくためには、既存産業の高度化・高付加価値化を進めるとともに、地域の資源を生かした新たな発想による活性化策の展開が求められています。

地域内の均衡ある発展を念頭に置きながら、地域外からの交流と連携を促進するための基盤整備や定住促進策、雇用対策の充実を進めていくほか、高速交通網を活用した企業誘致の推進や広域的な観光振興体制づくりなど、活性化施策にも積極的に取り組みます。

また、地域の農林水産資源等を活かした杵築ブランドの取り組みや創造力と感性豊かな新製品の開発促進等にも取り組みます。

◎分野別施策の内容

２－１　移住・定住の促進
２－２　消費者志向の農林水産業の振興
２－３　商工業の振興
２－４　集客・観光の振興
２－５　雇用対策の充実

３．豊かな自然と文化を大切にするまちづくり

本市は水と緑の豊かな自然環境と、歴史・文化資源に恵まれており、その保全と活用を充実していくことが求められています。

地域資源を活かしながら、豊かな自然環境や歴史・文化資源を保全し、人々の豊かな暮らしづくりや地域内外との交流の活性化に結び付くような活用施策を展開します。

また、ごみ処理やリサイクルの推進などを充実していくとともに、住民の環境問題・省エネルギー問題への意識を高め、主体的な行動につなげる基盤づくりを推進します。

◎分野別施策の内容

３－１　自然の保全と活用

３－２　歴史・文化遺産の保存と活用

３－３　環境問題への対策

４．ひとが育ち、輝くまちづくり

少子化の進行、高齢化の進展など、家庭や地域社会の構成や構造が大きく変化しているなか、人と人との結び付きを大切にし、人を育む環境づくりを推進することがより一層求められています。

人権尊重を基本にしながら、市民一人ひとりがお互いに尊重し、支えあう地域社会づくりへの取り組みを充実するとともに、地域における子育て支援機能の整備や、情報化・国際化社会に対応した学校教育の機能を強化するなど、21 世紀を担う子どもたちがのびのびと健やかに育つ環境づくりを推進します。

また、すべての市民が、地域の伝統・歴史や生活文化をはじめ、様々な内容を生涯にわたって学習できる環境を整え、生活の各場面において各人の知恵や知識を生かすことができる地域社会づくりを推進します。

◎分野別施策の内容

４－１　子育て支援の充実

４－２　幼児・学校教育の充実

４－３　社会教育の充実と生涯学習のまちづくり

４－４　スポーツの振興

４－５　人権が尊重されるまちづくり

５．ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

地域内外の人やもの、情報の交流を円滑にし、地域内における生活支援機能を一定水準に整えるなど、地域における日常生活の利便性を確保し、快適でにぎわいのある都市空間づくりを進めることが求められます。

道路や下水道、住宅等の生活基盤を充実するとともに、市内循環バスや乗合タクシーの運行、ＪＲ日豊本線の高速・複線化の促進など、公共交通の充実化を図ります。また、商業活性化などの集客機能の充実を進めるなど、利便性の高い、にぎわいのある都市空間づくりを推進します。

さらに、情報通信基盤の整備を進めるとともに、基盤を活用した新しい行政サービスの提供や地域活性化施策などを推進することによって、より高度で質の高いまちづくりを進めます。

◎分野別施策の内容

５－１　道路網の維持

５－２　地域生活をささえる公共交通の充実

５－３　上・下水対策の充実

５－４　情報基盤の充実

６．コミュニティの発展をささえるまちづくり

地方分権時代の地域運営にあたっては、市民本位のまちづくりを進めていくことが必要であり、地域住民、地域社会との良好な関係を維持するためには、透明性の高い効率的な行政運営が求められています。

また、新しい市民参加の仕組みづくりを進めるとともに、まちづくりの様々な場面で市民が主体的に参加できる機会を充実して、市民と行政との協働のまちづくりを推進します。

◎分野別施策の内容

６－１　コミュニティ協働の推進

６－２　空き家対策の充実

６－３　市民交流・都市間交流・国際交流の推進

１．安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

（１）予防に重点を置いた健康づくりの推進

◆現状と課題

●本市では、運動習慣のある人が県平均より少なく、40 歳以上ではメタボリックシンドローム（※1）該当者やその予備群が多い等の現状から、地域全体で日常生活に運動を取り入れる健康づくりを推進していく必要があります。

●子どものむし歯保有率が県内で高く、60 歳で自分の歯を 24 本以上有している人の割合が県平均より低い現状にあります。歯科保健については、乳児健診時から保健指導を実施してきているが、１歳６か月児及び３歳６か月児のむし歯保有率は県平均より高くなっています。

●本市国保被保険者（40～74 歳）の高血圧有病率は 31.2%（平成 28 年 5 月診療分）で、3 人に 1 人が高血圧で治療しています。平成 25 年度に実施したアンケート調査では、40～50 歳代の男性及び 20～30 歳代の女性で塩分の取り過ぎに気をつけている人の割合が低くなっています。

●本市では、自殺者のうち壮年期男性の占める割合が高くなっています。また、若年者の自殺者も存在するため自殺者の減少に取り組む必要があります。

（※1）内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・脂質異常のうち 2 つ以上の症状が一度に出ている状態

◆これからの基本方針

●若い世代から自己の健康管理を積極的に行うことで、生活習慣病予防・早期発見・重症化予防を図ることができます。健康増進事業は 40 歳以上が特定健診の対象者であるが、健診の受診は健康管理の出発点であるため、20 歳～39 歳に対しても、特定健診と同内容を実施します。

●歯科保健対策は、生活習慣病予防や認知症予防対策にも大きな影響を与えることから、壮年期の対策として重要と位置づけます。関係機関と情報や課題を共有することで、全てのライフステージに漏れなく関われる体制を整備していく必要があります。

●運動習慣の定着は、生活習慣病の予防に大きな効果があることから、この事業を広く市民に普及啓発していき、健康寿命の延伸に繋げます。

●若年者及び働き盛り世代の健康課題に対する取り込みは重要になります。

●健康マイレージ事業により、健康づくりに対する無関心層への意識改革とウォーキングによる効果を分析し、平成 29 年度は市民全体を対象とした事業に拡大していきます。

◆主な取り組み

◎健康マイレージ事業

●大分県が実施予定の「おおいた健康ポイントモデル事業」（※2）の参加者がグループを編成し、各自がウォーキングや健康イベントの参加、健診受診等に取組み、ポイントを獲得する。獲得したポイントをグループ単位で競い、成績に応じて表彰

◎減塩対策事業

●減塩ヘルシーメニュー（塩ジョイメニュー）のレシピ集の作成

●飲食店での減塩対策（飲食店減塩検討会の開催、減塩ヘルシーメニュー（塩ジョイメニュー）提供店の募集）

◎歯科保健推進事業

●乳幼児健診時の効果的な歯科保健指導の実施

●フッ化物塗布の推進（1歳6カ月児～3歳6カ月児）

●歯周病検診(40～64歳)

●歯科口腔啓発事業の実施

◎健康教室・相談事業

●訪問指導・健康教育・健康相談

●在宅精神障がい者と家族支援(デイケア、家族会の開催)

◎自殺対策

●こころの悩みなどを専門家に個別に相談できる体制を整備

●若年者向けに自殺予防のために行動できるよう普及啓発活動

（※2）大分県が開発する健康アプリを使って、歩数・健康イベントや健診受診などによりポイントを獲得する。ポイントが貯まると「大分わくわく健康カード」が表示され、地域の協力店舗等で様々なサービスを受けることができる事業

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27年度）	目標値	
		H 31年度	H 36年度
運動習慣のある人の割合(40～74歳)	37.65%	42.4%	50%
1人あたりのむし歯本数（3歳）	1.45本	1.12本	0.80本

（２）保健・医療・福祉のネットワーク化

◆現状と課題

●市民の安心･安全な暮らしの支援として、保健医療体制の充実・整備は不可欠です。大分県医療計画に基づき、医療圏毎の行政及び医師会と連携し、急病・事故等救急時の地域医療体制の整備が求められます。

●医療と介護については、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないという課題があります。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが求められています。

●本市では、口腔機能リスクの高い高齢者が多く存在し、とりわけ認知症患者については重症化する割合が高いため、超高齢化により高リスク高齢者が増加することが予想されます。

●へき地公立病院では医師不足が顕著となり、やむを得ず診療科の閉鎖や診療時間の制限など、地域住民に大きな影響を与えています。地域の医療提供体制の在り方を明確にした上で、診療機能の維持・向上を図り、在宅医療を中心とした地域包括ケアの推進に向けた体制整備が求められます。

●小児科医師が不足している現状のなか､地域が連携し子どもの安心･安全な暮らしの支援として、小児期の医療体制の充実・整備が求められます。

◆これからの基本方針

●地域の高齢化が進む中､地域医師会と高度医療の提供出来る医療機関が連携し、日曜・休日・夜間、何時でも、市民が安心して必要な医療サービスが受けられる地域医療体制の充実に努めます。

●関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するために県や保健所、医師会等と連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

●かかりつけ医や介護職などがもつバイタル情報（※3)、在宅情報などを必要時に円滑に活用してもらうために､病診連携や医療介護連携等に資するＩＣＴ(※4）ネットワークを整備します。

●病院、施設、在宅における医科歯科連携、介護歯科連携等のための実践型講話や技術レベルの底上げに向け、連携することの意義や実益の理解に努めます。

（※3）生きている状態を示す指標。体温、呼吸、脈拍、血圧など

（※4）Information and Communication Technology の略
情報や通信に関連する科学技術の総称

●へき地公立病院を中心に地域医療を支えている現状のなか、医師確保に苦労していること、在宅医療を中心とする地域包括ケアを早急に推進する必要があること等の共通点が多いことから、県内の他のへき地公立病院と協働して課題解決に取り組みます。

●成長期の子どもが、安心して 365 日 24 時間、必要な医療サービスが受けられる地域救急医療体制の整備に努めます。

◆主な取り組み

◎救急医療施設運営対策事業

●日曜、祝日等医療機関の休日における救急医療体制の充実

●休日、夜間等の入院治療を要する重症患者の医療の確保

◎地域医療機能推進事業

●多職種連携情報共有システムの構築

●臨床研修なども交えた実践型講話の実施

◎在宅医療、介護連携推進事業

●在宅医療・介護連携推進協議会の充実

●在宅医療・介護関係者の研修の実施

●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

◎へき地公立病院地域医療・地域包括ケア研究協議会

●県内のへき地公立病院共通の課題解決に向けて、協議会を設置し委託事業と自主事業を実施して、医療サービスの充実に努めます。

◎小児救急医療支援事業及び小児初期夜間救急医療事業

●夜間休日の小児救急医療を確保するための体制の充実

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
在宅医療・介護連携ルール・シートを導入する医療機関及び介護事業所等の件数割合	0%	80%	90%
多職種連携情報共有システムを通した病診連携件数割合	0%	80%	90%
多職種連携情報共有システムを通した医療介護連携件数割合	0%	80%	90%

（３）地域福祉の充実

◆現状と課題

●少子高齢化、核家族化による独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加し、老老介護など家族内における介護能力の低下も見受けられます。

●障がい者（児）が地域で生活していくためには、先入観や偏見から孤立せずに社会参加できる環境整備で地域の理解と協力が必要となります。

●様々な要因により生活に困窮する人が、孤立せず、自立できるような相談窓口や地域の見守りが必要となります。

●人間関係の希薄さを感じる人も多く、社会的孤立状態にある人も増加しています。

●福祉をめぐる環境は複雑多様化しているが、市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため自助・共助・公助を基本に地域福祉の充実が必要となっています。

◆これからの基本方針

●高齢者が長年培ってきた知識や経験を、技術を活かし、生涯現役で健やかに自立した生活ができるような、地域社会全体での支え合いを支援する環境づくりを推進します。

●全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて、障害者差別解消法の周知と共に障がい者の自立と社会参加を図ります。

●生活困窮者を含めた総合相談窓口を充実させ、自立した生活が行えるような個別プラン作成を支援します。

●在宅の比較的元気な一人暮らしの高齢者に対し、生きがい対応型デイサービス事業を実施し、利用対象者のニーズ及び身体の状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供することによって、当該高齢者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図ることを目的とします。

●杵築市社会福祉協議会や福祉関係団体、自治協等の地域福祉活動を推進するとともに、地域での連携を図ります。

●第６期の介護保険事業計画に示した「介護予防・生活支援サービス事業」という大きな事業体系の中で､介護給付→予防給付→総合事業→一次予防事業 といった各ステージにおいて事業配置を行っている。本事業は、その体系の中で、一次予防事業を補完する重要な役割を果たしているため、継続して実施していく必要があります。

●在宅の寝たきり老人及び重度認知症老人の介護者に対し、老人介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり老人等の福祉の増進を図ります。

●老人介護手当給付事業は、介護者の献身的介護への慰労を目的とし、経済的な負担の軽減とは目的を別にしている。そのため、経済面や適切なケアという面においては、問題を抱えたままである可能性があるため、介護、医療、福祉、民生委員等が連携し（社会的包摂による）包括的支援をおこなっていく必要があります。

●緊急通報システムは地域包括ケアシステムの構築を目指す中、特に在宅医療・介護の推進をする上で重要なツールとなっており、孤立死対策の主たる事業となっています。高齢者の在宅生活における不安を軽減し、在宅生活を継続するためには、必要不可欠であるため、引き続き実施していく必要があります。

高齢者のいる世帯等における家庭内の事故、急病等による通報に随時（２４時間・３６５日）対応するための体制整備（電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターの配置等）を行うことで、在宅生活における不安の軽減を図ります。

また、こうした地域の環境整備の確立により、在宅医療、在宅介護の推進が図られます。

◆主な取り組み

◎地域で支え合う仕組みづくり

●地域福祉の中核となるような人材育成の推進

●生活困窮者の総合相談窓口の充実

●高齢者・障がい者への包括支援センターの充実

●地域のサロン等交流機会の充実

◎生きがい活動支援通所事業

●市内に居住するおおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等で介護保険対象外の高齢者へのデイサービス事業

①給食サービス②生活指導③日常動作訓練④趣味・創作⑤健康状態の確認

⑥家庭介護教室⑦入浴サービス⑧送迎サービス

◎杵築市緊急通報システム事業

●市内に居住するひとり暮らしの高齢者、身体障がい者等に対して緊急通報装置の貸与

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
緊急通報システム事業利用者数	473 人	500 人	700 人

（４）国民健康保険・国民年金の推進

◆現状と課題

●国民健康保険は、市民が安心して医療を受けられるための国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っています。しかし、高齢化や医療技術の進歩などにより医療費が増大する一方､加入者に占める低所得者の割合が高い現状もあり、国民健康保険制度の財政運営は非常に厳しい状況が続いています。

●国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、医療費適正化に向けた取り組みに加え、被保険者の健康課題を明確化したうえで効果的な保健事業を実施していく必要があります。

●国民健康保険財政の健全な運営と、市民に公平な負担や給付を図るため、医療費の適正化及び保険税の適正な賦課と徴収率の向上に努めます。

●国民年金は、全ての国民が安定した老後生活を送ることができるよう世代間でお互いに扶助し合う制度です。しかし、若年層を中心に制度の趣旨が十分に理解されていなことや将来への不透明感による無関心・無理解も広がっており、未加入者や未納者が増加しつつあります｡制度への理解と自助努力を促すなど、市民の年金受給権確保に向けた取組みが必要になります。

国民健康保険加入者の推移

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
加入者数(人)	9,137	8,899	8,724	8,575	8,315	7,977

国民年金加入者数の推移

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
第1号保険者加入者数(人)	4,156	3,988	3,849	3,804	3,513	3,372
第3号保険者加入者数(人)	1,825	1,747	1,719	1,678	1,641	1,570

資料:市民課

◆これからの基本方針

●レセプト点検の充実や医療費の通知を行うなど、医療費に対する意識を高めることで適正化に努めます。

●効果的な収納体制の整備や納税相談等の納税対策を徹底することによって、納税者との意思疎通を図り収納率の向上につなげます。

●平成 30 年度を目途に実施予定の国民健康保険制度の広域化の動向に注視をして、更なる健全な運営に努めます。

●国民年金制度への関心を高めるための啓発活動や相談業務の拡充を図り、加入促進に努めるとともに未納問題対策として口座振替の推奨や免除・猶予制度の積極的な活用を図ります。

◆主な取り組み

●国保の県単位の財政運営化開始に伴い県単位の資格管理や高額療養費払い戻し制度の運用に合せて自庁システムの改修
また、将来、国が進める新システム（市町村事務標準システム）の導入

●国民健康保険財政の基盤強化と国民健康保険税の収納促進

●国民年金制度の周知及び加入促進

◆目標指標

指　標　名	基準値 (H 27 年度)	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
国民年金加入率	26.0%	28.0%	30.0%

１．安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

（５）防災対策の充実

◆現状と課題

●大規模な地震や近年の異常気象により増加傾向にある洪水や土砂災害等の自然災害に対して、人的被害などを起こさないよう、地域が主体となった、地域の特性に応じた事前の備えを強化する必要があります。

●地震・津波時における早期避難を確保するためには、市民の防災意識の醸成とともに、避難経路及び避難場所の確認と実践的な訓練を積み重ねていくことが必要になります。

●住民の避難行動の判断に必要となる河川水位や土砂災害危険度などの防災情報を住民へ確実に伝える体制を整えることが重要になります。

●洪水や土砂災害などに対しては、住民自らが適切に安全行動を判断し、避難行動につなげていくことが重要です。

●消火、救急、救助業務などに対する住民ニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくため、消防力の充実強化が求められていますが、過疎化や少子高齢化の進展などにより消防団員が減少するとともに平均年齢が上昇するなど、地域の消防力の低下が危惧されています。

●急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流、ため池などが地震や集中豪雨などにより、地域住民の生命に深刻な被害をもたらす可能性が危惧されています。

◆これからの基本方針

●様々な災害への適切な対応ができる防災教育・訓練を実施するとともに、防災情報について幅広く発信に努め、市民の防災意識の醸成を促進します。

●防災士の養成や育成、ネットワーク化等による自主防災組織の活性化・機能強化を推進するなど、県と連携して地域防災力を高めていきます。また、このような自主防災組織の活性化等の取り組みを通じて、地域コミュニティの振興にもつなげていきます。

●地震・津波時に、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波に対する危機意識の維持高揚を図るとともに避難訓練の定着を図ります。

●災害の種別に応じて、避難等のための体制強化などを図るとともに、住民自身による安全行動の普及・啓発を推進します。

●救助・救援、孤立集落支援など迅速で的確な災害応急対応を実施するため、県と連携して防災情報の収集、伝達体制を充実・強化します。

●県や事業所などと連携し、地域防災力の中核として消防団の充実強化を図ります。

●危険な土砂災害から市民を守るため、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業など県と連携して事業実施を図ります。

◆主な取り組み

◎防災教育の充実

●学校や地域、事業所における、あらゆる機会を通じた防災意識の普及・啓発の徹底

◎迅速な情報伝達

●ケーブルテレビ・防災ラジオ等を活用した、市民への的確な防災情報の発信

◎地域の防災力の強化

●自主防災組織等と事業所の訓練などを通じた連携・協働の推進

●防災士のスキルアップなど自主防災組織の育成・強化と活性化の支援

●食糧などの常備備蓄物資の充実

◎災害種別に対応したきめ細かな災害対策の充実・強化

●地域における実践的な避難訓練の定着促進

●災害種別や状況に応じて適切な安全行動を判断できるよう住民の防災行動力の育成を推進

◎消防力の充実強化

●若者や女性などの消防団への加入促進、消防団員の処遇の改善、装備の充実などによる消防団の充実強化

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
自主防災組織の結成率の向上	89.3%	95.0%	100.0%
防災士未配置行政区（班）の解消	全 172 地区中 71 区	35 区	0 区

（６）交通安全対策の推進

◆現状と課題

●交通事故件数や負傷者数は減少傾向にあるものの、高齢化の進展に伴い、高齢者が当事者となる事故が発生しています。

●交通死亡事故の多くが脇見運転などの基本的な交通ルールを遵守していないことから発生しており、ドライバーの安全運転意識の高揚が重要です。

●高速道路や主要幹線道の整備により観光客や物流など交通量の増加が見込まれるなか、重大事故の発生が危惧されています。

●全国的に危険ドラッグを使用したドライバーによる悲惨な交通事故が発生しているほか、依然として飲酒運転による交通事故が発生しています。

◆これからの基本方針

●全国交通安全運動期間中をはじめ、随時市民への広報啓発に努め、高齢者等の交通事故防止対策など市民１人ひとりの交通安全意識を高揚させる方策を推進します。

●高速道路も含めた交通の安全と円滑を図るため、道路管理者等の関係機関・団体と連携を強化して交通安全施設の充実に努めます。

●高齢者による交通事故の減少を図るために、高齢運転者（70 歳以上）の運転免許証の自主返納を支援します。

交通事故件数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
交通事故件数	120	120	102	93	76	73
うち死亡事故件数	1	3	1	3	2	2

資料:危機管理課

◆主な取り組み

◎交通安全意識の高揚

●交通安全意識高揚に向けた市民参加の交通安全活動の推進

●学校、事業所、家庭、地域などにおける啓発活動の充実

●参加・体験型の段階的・体系的な交通安全教育の推進

●ケーブルテレビ・防災ラジオ等を活用した、市民に対する分かりやすい情報発信

◎交通環境の充実

●生活道路、通学路及び事故危険箇所等を対象とした交通安全施設等の充実

●道路管理者と連携した各種交通安全対策の推進

◎運転免許証の自主返納支援事業

●市コミュニティバスと乗合タクシーの共通回数券もしくは、民間バス回数券の交付

交通安全街頭指導の風景

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
交通事故件数	73 件	60 件	50 件
うち死亡事故件数	2 件	0 件	0 件

（７）防犯体制の確立

◆現状と課題

●本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、自転車盗や万引きなどの犯罪が依然として発生しています。

●オレオレ詐欺など特殊詐欺の被害が増加傾向にあり、複雑・広域化する犯罪の最新の情報を収集し警察と連携し被害防止対策が重要となります。

●消費者を取巻く環境は、経済情勢の変化や高度情報化などを背景に大きく変化してきている。特に高齢者が詐欺まがいの手口による悪質商法のターゲットとなりやすくなっている。

●青少年の健全育成のため、危険ドラッグ・薬物などの乱用を防ぐ教育が必要です。

◆これからの基本方針

●行政、警察、市民が連携して情報を共有することにより犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識を高揚させる方策を推進します。

●杵築市防犯協会連合会による防犯活動を充実させ、地域のパトロールを推進します。

●消費者問題相談窓口の強化と市民への啓発により被害への未然防止に努めます。

消費者問題相談件数

	H23	H24	H25	H26	H27
放送･コンテンツ等	8	7	4	7	16
インターネット通信サービス	1	3	4	2	3
融資サービス	7	14	3	0	4
自動車	4	0	4	2	3
健康食品	0	5	8	2	4
住宅･土地関連	4	6	8	5	5
その他	38	27	46	30	51
合計	62	62	77	48	86

資料：商工観光課

刑法犯罪認知件数

	H23	H24	H25	H26	H27
凶悪犯	2	1	1	1	1
粗暴犯	4	8	9	2	8
窃盗犯	104	107	74	63	39
知能犯	4	7	3	8	4
風俗犯	0	0	1	1	1
その他刑法犯	18	41	15	14	3
合計	132	164	103	89	56

資料：危機管理課

◆主な取り組み

◎防犯意識の高揚

●防犯意識の高揚に向けた広報誌の発行、防犯教室等の推進。

●犯罪被害者・加害者を発生させないよう、地域のパトロールの推進。

●杵築市消費生活センターを開設。専門の消費生活相談員を配置し、消費生活相談の実施と被害の未然防止のための啓発活動の実施。

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
刑法犯認知件数	56 件	48 件	40 件

２．地域の活力を生むまちづくり

（１）移住・定住の促進

◆現状と課題

●若年層が市外に流出しており人口減少・高齢化が進んでいる中、人口確保のため「半農半 X」など、田舎暮らしを希望する移住者の受け入れを拡大することが重要になります。集落内の農地を活用してもらえる人材を確保するため、農業を始めたいとのニーズに対して、お試し居住の機会拡充、地域が中心となった農業指導・受け入れ体制の構築が必要となります。

●本市へ移住を考えている人に訪れてもらい、市内見学や農業体験、移住者との交流など、実際に杵築市民に触れて感じる「体験ツアー」を実施することで、移住を考えている人に安心して決断できるような体制づくりが必要になります。

●体験ツアー等の事業実施にあたり、農業体験から就農の初期指導まで、切れ目のない包括支援と滞在する空き家の仲介や改修などを住民自治協議会で対応し、当該地域に移住を促進するための組織強化が必要となります。

●移住促進を進めるなかで、移住希望者が抱える知らない土地への不安や、地域が抱える知らない人が来る不安といったそれぞれが抱える不安を取り除く工夫や対応が求められています。

◆これからの基本方針

●今後も都市圏から地方への移住の動きは続くものと考えており、杵築市への積極的な呼び込みに努めます。あわせて、市内居住者の市外流出に対応するため、定住促進補助を活用します。

●都市圏で開催される移住フェア等でパンフレットによる事業紹介を行い、農業トレーニング中の長期間滞在することで地域住民との交流を深め、移住者歓迎ムードの演出や地区ごと、物件ごとに異なる障害除去し、移住につなげることで、地域における空き家の解消と若い労働人口の確保によるコミュニティ継続を図ります。

●見知らぬ地で田舎暮らしを始める不安解消のため、移住体験ツアーを企画するにあたり、移住フェアの個別相談会で希望に添った内容と日程で実施することも検討し、きめ細かな対応をすることで移住促進につなげていきます。

●市外流出の歯止め策として、また市外からの転入者の定住促進策として住宅取得に対する助成や空き家入居者に対する助成をします。

◆主な取り組み

◎定住促進事業

●各種補助金の交付。

定住促進補助金（取得費、引っ越し費用、仲介手数料）

空き家改修費等補助金（改修費、不要物撤去、引っ越し費用、仲介手数料）

●市報・チラシ等の広報を用い、制度の周知を図ります。

◎いちごトレーニングファーム事業

●産地の維持発展と新規就農者の育成を目的に研修費用を助成します。

◎青年収納給付金事業

●新規就農者や独立・自営の就農者に対して資金を給付します。

移住フェアの様子

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
空き家バンク新規登録件数	30 件	50 件	60 件

（２）消費者志向の農林水産業の振興

◆現状と課題

●本市においては、古くから水稲を主体とした農業が行われてきています。圃場は一部の平野部を除き中山間地の圃場が大半を占めており、大規模経営を行うことが困難となっています。そのため、個々の農業者によって農地の保全が行われてきましたが、後継者の不在なども相まって耕作放棄地のさらなる増加が顕在化してきています。

●農家の高齢化、後継者不足が社会構造と比例して大きな課題となっています。

●水稲の生産調整政策は、平成 29 年度もって終了する方針が打ち出され、水稲農家の離農の契機となることも懸念されます。

●水産業の基盤である漁港施設は、建設後の時間経過に伴って老朽化が進行し、改良・更新すべき施設が増加しています。

●近年の豪雨や台風により、河川からの流入で土砂やゴミが漁場海底に堆積し、漁場本来の生息域が損なわれています。

●本市の漁船漁獲量は県下有数であるが、近年は漁獲量が激減している。魚価の低迷・燃油の高騰により漁業離れの傾向がみられるなか、漁業就業者の高齢化が著しく後継者の確保が難しくなっています。

●森林を適切に管理できるよう、安定的な林業経営の基盤づくりを進めることや林業技術者を育成して新規就業者を増やすこと、森林資源を活用することが求められています。

◆これからの基本方針

●農地中間管理事業等を活用して農地の担い手への集積を促進します。

●杵築市地域活性化センターの設立理念に立ち返り、体制整備、構造改革に取組み中山間地の農地保全に努めます。

●現在の担い手の省力化を図り、担い手の継続を支援します。

●新規就農者を支援し、担い手の育成に努めます。

●地域の農林水産品及びその加工品、工芸品等特産品の販路開拓や首都圏での PR 活動、ブランド化の推進、卸先ニーズのフィードバックを行うことで、生産者が生産に注力できる体制を築く必要があります。

◆主な取り組み

◎杵築市活性化センター参画事業

●中山間地の農地の利活用の推進と農作物の苗等の供給による農業振興

◎稲発酵粗飼料普及事業

●新規需要米の稲発酵粗飼料の推進による水田の有効活用と飼料自給率の向上

◎畦畔管理省力化支援事業

●畦畔管理省力化のためのセンチピードグラス播種作業を外部委託する市内集落営農法人に対する補助金交付

◎杵築ブランド強化推進事業

●杵築の産品のブランド力強化による価格の向上により、生産者の経営安定と付加価値の高い産品の生産及び販売を推進

◎広域連携アンテナショップ運営事業

●世界農業遺産認定地域内の連携市町村（杵築市、国東市、豊後高田市、姫島村）により設置するアンテナショップにおいて、地元産品を販売・PR することによる新たな販路の開拓支援

ブランド販売会（小田急百貨店）

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
杵築ブランド認証数	0	50	60
農地集積率	35.5%	40.0%	45.0%

（３）商工業の振興

◆現状と課題

●小規模事業者を取巻く環境も年々厳しさを増しており、地域間格差・業種間格差・企業間格差等の競争に負けないように小規模事業者への踏み込んだ経営指導、地域の活性化が必要になります。

●新規に創業又は開業を目指す事業者が増えており、創業・開業当初の資金不安を少しでも解消できるような支援が必要となっています。

●市内に空き店舗や空き地が増えています。地域の活性化のためにも積極的な事業展開の支援が必要になります。

◆これからの基本方針

●小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と指導体制の強化を図ります。

●商工会による杵築市“わが町消費”宣言を推進し、地元での消費喚起を促します。

●新規に創業又は開業を目指す事業者は、事業計画策定のため市と①経営②財務③販路④人材育成の 4 項目について相談します。事業計画を策定した場合に創業・開業時に奨励金を支給します。

●地域の農林水産品及びその加工品、工芸品等特産品の総合的な流通・プロモーションを担う総合商社を設立します。

商業の推移

	H19			H26		
	商店数	従業員数	年間商品販売額(万円)	商店数	従業員数	年間商品販売額(万円)
総数	428	2,242	3,917,721	276	1,435	2,764,947
卸売業	59	382	999,852	45	208	574,781
小売業	369	1,860	2,917,869	231	1,227	2,190,166

資料:商業統計調査

◆主な取り組み

◎創業支援事業

●「杵築市創業支援事業計画」に基づく新規創業・開業相談の実施

●杵築市新規創業・開業チャレンジ事業補助金募集要領に基づく奨励金の支給

◎杵築市商工会運営支援事業

●商工会が行う市内の小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費の一部を補助

◎地域商社設立事業

●販路開拓や首都圏での PR 活動,ブランド化の推進、卸先ニーズのフィードバックを行うために地域商社を設立して、生産者が生産に注力できる体制を構築します。

創業支援事業者

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
杵築市新規創業・開業チャレンジ事業補助金交付件数	5 件	10 件	15 件

２．地域の活力を生むまちづくり

（４）集客・観光の振興

◆現状と課題

●観光協会と連携しながら雑誌やラジオなどあらゆる媒体を活用し、本市の観光情報を県内外へ発信することが重要になります。

●近年、宣伝媒体が多様化してきているので、紙媒体以外の SNS などを活用した広告宣伝を行っていく必要があります。

●観光振興の推進、地域活性化を図るため、各イベントの実施や豊の国千年ロマン観光圏及び九州ひなまつり広域振興協議会等に加入している県内外の市町村と連携し、各エリアを周遊する観光ルートづくりなどを行い、誘客の拡大を図っています。また、杵築へ訪れる観光客への受け入れ態勢の整備として不足している観光案内看板の整備等も必要になります。

●観光協会が管理・運営いている、レンタルきもの「和楽庵」や観光文化施設へ訪れる外国人観光客が近年増加しているため、案内板を外国語表記に書換えや新規作製で順次対応していますが、まだ十分ではありません。また、市単独での誘客も限界があることから、引き続き広域連携事業を行っていく必要があります。

◆これからの基本方針

●各種パンフレットの整備を行うとともに、別府・湯布院を中心に旅館やホテル等に直接訪問してパンフレット配布を行い、宣伝・誘客の拡大に努めます。

●観光協会との連携による効率的な広告宣伝や体験型・滞在型観光メニューを充実させて、県内外及び海外に向けた観光 PR 活動を強化します。

●市内観光資源の開発及びブラッシュアップにより、城下町観光のみならず山香・大田地域を含めて市内一円を周遊できるような取り組みを進めます。

観光入込客の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
日帰り	986,333	1,015,748	985,483	921,712	964,649
うち外国人	(7,448)	(18,611)	(16,579)	(19,164)	(31,589)
宿泊	42,052	40,959	38,703	40,078	40,947
うち外国人	(1,196)	(974)	(1,184)	(1,859)	(3,535)
合　計	1,028,385	1,056,707	1,024,186	961,790	1,005,596
	(8,644)	(19,585)	(17,763)	(21,023)	(35,124)

資料:商工観光課

◆主な取り組み

◎観光宣伝・観光客誘致事業

●平成 30 年六郷満山開山 1300 年誘客キャンペーン、第 33 回国民文化祭・おおいた 2018、第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会、平成 31 年ラグビーワールドカップ 2019 日本大会（大分市）、平成 32 年東京オリンピックなどを、本市を PR する絶好の機会と捉え、積極的な誘客・宣伝活動をします。

●観光協会と連携しながら観光事業を推進することにより観光交流人口を増やすとともに、消費型観光地づくりを行うことによる消費の拡大や地域の活性化に努めます。

城下町散策の様子

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
年間観光客入込数（宿泊含む）	1,005,596 人	1,050,000 人	1,100,000 人

（５）雇用対策の充実

◆現状と課題

●急な景気の回復が見込めない中、新規の事業展開が難しい現状があります。将来を見据え、企業訪問を積極的に行い情報収集が必要となります。

●新規立地が全国的にも減少している状況が続いている中、他市の状況や企業の情勢を踏まえ、杵築市企業立地促進条例の定期的な見直しを行う必要があります。

●従来の企業誘致ではなく、新たな職業分野の誘致も必要となります。

◆これからの基本方針

●企業ニーズに迅速に対応するために、日頃から企業訪問や県企業立地推進課との連携を推進していきます。

●製造業に限らない業種の誘致に取り組みます。

●企業の実情にあった形で杵築市企業立地促進条例の定期的な見直しを行い、企業の立地促進を図ります。

●立地企業との連携により継続的な支援を行います。

市内誘致企業

◆主な取り組み

◎企業誘致活動事業

●「杵築市企業立地促進条例」に基づく助成

●「杵築市コールセンター立地促進補助金交付要綱」に基づく助成

●県人会、市人会、各地十王会（杵築高校同窓会）等を通じ、市内外への積極的な企業訪問

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
年間誘致件数（増設含む）	1 件	1 件	1 件

３．豊かな自然と文化を大切にするまちづくり

（１）自然の保全と活用

◆現状と課題

●杵築市景観計画では市全域を一般地域として指定する予定であるが、城下町地区以外の地区において景観重点地区を指定する対象地域をどのようにするのか検討する必要があります。

●市民に対し良好な景観形成を推進するための様々な取り組みを実施していく必要があります。

●城下町地区以外の地区において、何を保存し次代の子どもたちに残すのかを見極める必要があります。無秩序な乱開発を防ぐため平成 25 年 4 月 1 日から施行の景観条例に基づく届出審査を実施します。また景観形成を推進するための取り組みを実施します。しかし、昨今大分県内でも大規模太陽光発電が景観問題となっていること、伝統的建造物保存地区指定に伴う重点地区の指定の検討が必要になります。

◆これからの基本方針

●平成 24 年に策定された市内全域の景観計画に基づき景観保全を図ります。

●届出を求める必要がある行為に対してその審査を行います。

●景観計画の変更及び重点地区の検討を行います。

●良好な景観を眺めることのできる視点場の整備を行います。

●太陽光発電施設が景観問題となっていること及び伝統的建造物保存地区指定を行った場合の重点地区の指定等景観計画の見直しを検討します。

◆主な取り組み

◎景観保全事業

●景観審議会の定期的な開催

●景観形成に関する情報発信として、「景観講演会」の開催

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
景観審議会の開催	1 回	2 回	2 回

３．豊かな自然と文化を大切にするまちづくり

（２）歴史・文化遺産の保存と活用

◆現状と課題

●江戸時代からの古い町割りや伝統的家屋が多く残る､北台･南台地区において、近年、新規住宅建設により、文化財的な損失が進んでいます。また、伝統的家屋の居住者においても、高齢化・後継者問題などによる町並みの維持保存が危うくなっている状況において、重要的伝統的建造物群保存地区の選定により、国による財政的・技術的な支援を受けて維持保存に取り組む必要があります。

●歴史的な街並みの環境の維持向上を目指す具体的な事業計画を「歴史的風致維持向上計画」として策定することで、社会資本整備総合交付金等各種事業を重点的な支援を受けることが可能となり、平成 29 年 12 月選定予定の重要伝統的建造物群保存地区保存事業と合わせて活用することで、歴史を軸とした包括的な地域振興を目指すことができます。

指定文化財指定区分別一覧　　平成27年3月15日現在

指定区分			杵築地域	山香地域	大田地域	計	
						小　計	合　計
国指定	重要文化財	建造物	0	0	3	3	5
		美術工芸	1	1	0	2	
	重要有形民俗文化財		0	1	0		1
	選択無形民俗文化財		0	0	1		1
7	計		1	2	4		7
県指定	有形文化財	建造物	2	5	9	16	35
		美術工芸	13	3	3	19	
	史　跡		3	0	2		5
	名　勝		1	0	0		1
	天然記念物		1	0	0		1
	無形民俗文化財		3	1	0		4
	県選択無形民俗文化財		1	0	1		2
48	計		24	9	15		48
市指定	有形文化財	建造物	11	16	9	36	86
		美術工芸	27	12	11	50	
	史　跡		3	9	9		21
	名　勝		1	5	0		6
	天然記念物		2	1	3		6
	無形民俗文化財		4	2	1		7
126	計		48	45	33		126

資料:文化･スポーツ振興課

◆これからの基本方針

●重要伝統的建造物群保存地区選定告示を目指して、各事務手続きを行うとともに、保存地区や地区計画など制度の中核となる内容について、伝建審議会を開催して決定します。また、決定した内容について、随時地区住民に対して、丁寧な説明を行い住民との合意形成を図ります。

●「歴史的風致維持向上計画」の素案を関係各課で組織するプロジェクトチームを設置し、計画を作成します。(総務課、財政課、政策推進課、商工観光課、建設課、教育総務課、社会教育課、文化・スポーツ振興課) また、策定委員会を設置し、認定申請を目指します。

●平成 26 年度から取り組んでいる「杵築市文化財総合的把握調査」で、専門調査や市民文化財調査員による調査結果を「杵築市関連文化財調査報告書」として作成します。また、その内容を「杵築市歴史文化基本構想」策定につなげます。

◆主な取り組み

◎伝統的建造物群保存地区保存整備事業

●伝統的建造物群保存地区審議委員会の開催

●地区住民への説明会や情報誌「伝建かわら版（仮称)」の発行

●伝統的建築の担い手を育成するための勉強会の開催

●関係各課で組織するプロジェクトチーム設置

●杵築市文化財総合的把握調査の実施

●杵築市関連文化財群調査報告書の作成

●杵築市地域文化資源総合目録（データベース・マップ）の作成

◆目標指標

指　標　名	基準値 (H 27 年度)	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
伝統的建築の担い手育成勉強会の開催	0	1 回	1 回

３．豊かな自然と文化を大切にするまちづくり

（３）環境問題への対策

◆現状と課題

●一般廃棄物の大勢を占める「容器包装廃棄物」を分別収集し、地域における廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）、いわゆる３Ｒを推進し、廃棄物の最終処分量の減少に取り組んでいます。

●5 年を 1 期とする杵築市分別収集計画は 3 年ごとに見直すこととしており、平成 28 年度に計画の見直しを行ったので、平成 29 年 4 月を始期とする分別収集計画に基づき、さらなる取り組みが必要になります。

●一般廃棄物処理計画により、排出された廃棄物から資源物の再資源化を進めるなど、処分場への持ち込み量を減量するため、5 年ごとに計画を更新します。

●平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で想定を超える被害が発生し、これまでの廃棄物処理対策が十分機能しなかったことから、国においては、「災害廃棄物対策指針」の策定や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、自治体が災害時の廃棄物処理対策に取り組むための環境整備を進めています。大分県においても、平成 28 年 3 月に「大分県災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画及び杵築市地域防災計画との整合性を保ち、平成 29 年度中に「杵築市災害廃棄物処理計画」を策定します。

●資源ごみの分別排出については、市民の理解と協力により大きく前進してきましたが、中身の残存、フタ付きのまま排出、もやさないごみとしての排出等がまだ多数見受けられることから、選別に時間を費やしています。また、本来リサイクルに回すべきごみが相当量あるのが実情となっています。

●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置転換は順調に推移しているものの、市の生活排水処理率は 57.6%（うち合併処理浄化槽 18.5%）と県下 18 団体中 14 番目に位置しています。今後も引き続き、生活排水処理率の向上を図るべく、公共下水道等の接続率の向上とともに、個別処理対象区域における合併処理浄化槽の設置転換に関しては長期的な視点に立った取組みが求められています。また、合併処理浄化槽設置後の 11 条法定検査の受検率が 59.0%と県下 18 団体中 17 番目の低さとなっており、大分県と協力して浄化槽設置後の適正な維持管理に関する啓発を進めます。

◆これからの基本方針

●容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会づくりに努めます。

●すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を目指します。

●災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保し、早期の復旧・復興に役立てるための計画を策定します。

●人口の減少も予想されますが、継続的な啓発を行うことにより資源ごみの適正な分別排出を進め、リサイクル出荷量の維持を図るとともに、これまでの売払実績に見合う程度を確保できるよう取り組みます。
●資源ごみの選別作業の一部を障害者福祉施設に委託することにより、品質を高い物を出荷するとともに、障がい者の就労機会の創出に努めます。
●今後の生活排水処理率の目標値としては、10 年後の平成 37 年度末では 73.8%（うち合併処理浄化槽 31.5%）、20 年後の平成 47 年度末では 89.9%（うち合併処理浄化槽 47.8%）とします。
●合併処理浄化槽設置整備事業の目的は、単に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置転換のみならず、設置後の適正管理を継続的に行うことにより、初めて事業効果が見出されるものであることから､関係機関と連携を図りながら、11 条法定検査受検率の向上に努めます。

◆主な取組み

●市出前講座、市報、ケーブルテレビなどを活用した啓発活動
●学童や関係する審議会等を中心にリサイクルの取組みや処理施設の見学などを実施

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
生活排水処理率の向上	57.6%	61.5%	71.6%

４．ひとが育ち、輝くまちづくり

（１）子育て支援の充実

◆現状と課題

●平成 17 年の合併時には年間児童出生数が 260 人前後で推移していましたが、近年では 200 人～220 人の出生数となっています。

●児童数は減少しているが、保育園・こども園への入所のニーズは高く、保育士確保ができずに待機児童が発生しかねない状況となっています。

●保護者の就労形態も多様化し、子育て支援事業に対するニーズも多様化してきています。さまざまな子育て支援事業を実施することで多くのニーズに対応していきます。

●さまざまな子育て支援事業を実施していますが、その事業内容や利用方法などが広く周知できていません。新たな情報発信の仕組みが必要となります。

●妊娠期や出産後、また育児期において子育てに悩む保護者が増えてきており、児童虐待や育児放棄などの深刻な状況へとるながる事案が増加しています。

◆これからの基本方針

●保護者の経済的な負担軽減を図り、次の子を産んでみようとする気運を高める施策を行います。

●保護者の多様な就労形態においても、子どもの保育を確保する事業を展開していきます。

●待機児童が発生しないよう、施設と市とが共同して保育士の確保に努めます。

●子育てをしている保護者の方々に、積極的な情報発信ができるシステムを構築します。

●育児において児童虐待などが深刻化することの無いよう、多様な専門職が子育て相談に関わり、支援体制をワンストップ化することで子育ての悩みを解決していきます。

◆主な取り組み

◎母子保健事業

●妊娠期、出産期、新生児期を通じて母子の健康が確保されるよう、妊婦健康診査、乳幼児健診、育児教室、訪問指導等の充実に努めるとともに、妊産婦、乳幼児が正しい食事の摂取、望ましい食習慣の定着を図ることができるよう、食事に関する情報提供等による食育の推進

◎さまざまな保育の提供

●子どもが病気でも預けられる”病児保育事業”、日曜日や祝日でも保育を確保する”休日保育事業”、18時を過ぎても保育を行う延長保育事業の推進

●24時間体制で保育を提供する、ファミリサポートセンター事業の保育提供者の確保と資質の向上の推進

◎保護者の経済的な負担軽減の取り組み

●現在未就学児対象である医療費の無料化についての拡大を検討

◎子育て情報の発信

●スマートフォンなどでも情報を確保できるよう、子育てアプリを開発し、市からの子育て支援情報発信を行いやすい環境の整備

◎子育て世代包括支援センター『ハートペアルーム』の開設

●保健師・助産師・社会福祉士等の専門職が、各関係機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたるまでのワンストップによる相談支援

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
子育てアプリダウンロード数	0 件	200 件	300 件
要保護児童家庭対応ケース件数	70 件	50 件	20 件

（２）幼児・学校教育の充実

◆現状と課題

●知識基盤社会化やグローバル化など変化の激しい現代社会は、知識や人材をめぐる国際競争を加速させる一方、多様な文明や文化との共存や国際協力の必要性を増大させており、杵築市の子ども達に、地域総ぐるみで多様な視点のもと、未来を切り拓く力と意欲を身につけさせる教育が必要になります。

●学校・家庭・地域が共通の目標に向かって協働して教育に取り組むことにより、コミュニケーション能力やよりよい人間関係を育む力を育成するとともに、学校・家庭・地域各々の教育力を高めることが必要になります。

●合理的配慮が求められる現代社会において、社会教育、学校教育における１人ひとりの過ごしやすさを実現することが必要になります。

●本市の小・中学校の不登校児童生徒数は毎年 20 人前後の状況が続いているため、不登校数の減少に向けた未然防止対策の充実を図ります。

●本市の学校給食では、杵築地域の小中学校 9 校、山香・大田地域の小中学校 5 校に 1 日当たり約 2,400 食の給食を提供していますが、建築後 40 年が経過した山香調理場、37 年が経過した杵築調理場では各所に老朽化による不具合が生じています。食物アレルギーに対応した給食調理数が増加するなか、安全・安心な給食の提供には、施設の衛生管理が最も重要で、国の定める「学校給食衛生管理基準」に照らして適切に実施することが求められています。

●平成 18 年から進めてきた各小中学校の耐震補強事業が平成 27 年でほぼ終了しました。公立小中学校施設は、築年数が 25 年以上の施設は全体の約 6 割を占め、このうち改修が必要な老朽施設は約 10 棟となっており、築年数が 25 年以上の施設の約半数を占めています。学校施設の耐震化が進んできた一方で老朽化対策は十分に進んでおらず、今後は改修・改築（建て替え）の需要が高まることが想定されます。

さらに、地球温暖化等の環境問題に対応するため、環境に考慮した学校施設であるエコスクール化の推進等の様々な社会的要請に適切に対応するために教育環境の質的向上を図ることが重要となります。

◆これからの基本方針

●コミュニティ・スクール化を進め、学校・家庭・地域が協働して社会総掛かりの教育を行う体制を整えます。

●子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。

●ＩＣＴを活用した教育を充実し、時代の変化を見据えた教育、個に応じた教育の展開を図ります。

●全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校児童生徒数の

減少に向けた取組の充実を図ります。

●学校教育支援センター「ひまわり」では、市内の不登校児童生徒に対して、学習支援や体験活動を行うことにより、自立心や社会性を育み、学校復帰や進路実現に向けた支援を行っていきます。

●学校給食衛生管理基準に適合した給食調理施設の建設を検討し、安全・安心な学校給食の提供を目指します。

●地産地消に取り組むとともに、地域の特性を生かした食生活や食文化の伝承と発展に取り組みます。

●建築後 30 年を経過した施設を中心に、将来的な施設利用の展望、統合構想との関連等を総合的に勘案しながら、改築事業もしくは大規模改造の選択を行い、年次計画により事業を実施、施設の長寿命化、安全で快適な学習環境の整備を推進していきます。

◆主な取り組み

●読書のすすめ〈家庭読書の充実、学校図書館の利活用による教育課程の充実〉

●充実した家庭学習のすすめ〈発達段階に応じた家庭学習の手引きの活用、保護者による家庭学習の活用〉

●日常的実践力を高める「日めくりカレンダー」〈道徳的実践力の育成〉

●個を伸ばす 30 人学級の実施〈市独自の 30 人学級の編制、個に応じた指導支援の充実〉

●学力・体力の向上〈市独自の学力調査を活用した学力定着状況の改善、ＩＣＴを活用した授業の充実、体力向上のための 1 校 1 実践、体育専科教員を活用した体育科授業の充実・食育の推進〉

●キャリア教育、職場体験学習の推進〈自主的で実効性のある職場訪問及び職場体験の実施、可能性を見出すキャリア教育講演会の実施〉

●郷土に学ぶ歴史学習〈郷土に学ぶ歴史文化巡検の充実〉

●人が守られる人権教育〈学校教育支援センター「ひまわり」における支援充実〉

●学校と地域の連携・協働〈コミュニティ・スクールの導入と推進〉

●不登校に対する未然防止対策の充実、早期発見・早期対応の徹底、学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実

●地産地消の推進、食育の普及啓発の推進

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
コミュニティ・スクールの指定	0%	50%	100%

４．ひとが育ち、輝くまちづくり

（３）社会教育の充実と生涯学習のまちづくり

◆現状と課題

●平成 30 年度に開催される「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」と「第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」について、本市も下記の 3 事業を実施する予定にしています。

・生活芸術の祭典（江戸千家の茶道・豊後宏道流の華道）

・山香ふるさとまつり（山香町総合文化祭・山香ふるさとウォーク）

・きものの祭典（きものファッションショー、着物写真コンテスト、和服コスプレ大会）

この大会を本市の文化力向上の契機となるように、前年のプレ大会及び本大会の成功に向けた準備を進める必要があります。

●現在の市立図書館兼民族資料館は、昭和 53 年の建設で老朽化が著しく、図書室も二階にあり利用者にとって不便であるため、早急な建て替えを望む声が多く寄せれていた。そのような状況のなか、平成 24 年 8 月に「新図書館建設基本計画策定委員会」を設置、平成 25 年 3 月に「新杵築市立図書館建設基本計画」が策定された。平成 26 年 11 月に「杵築市図書館建設検討委員会」を設置し、新図書館建設についての協議・検討を行い、平成 30 年 3 月の開館を目指しています。今後は、市民のニーズに応じて多様な機能を担う、市民に親しまれ、役立つ図書館づくりを進める必要があります。

●山香地域の地区公民館において、東山香地区公民館（S54 年建築）上地区公民館（S52 年建築）山浦地区公民館（S55 年建築）は、築後 30 年以上経過した館もあり雨漏り等の老朽化が激しい状況のなか、耐震性がない、階段傾斜がきつい、駐車場が狭い等の問題があり、高齢化が進むなか各地域の地区公民館の立て替えを検討する必要があります。

◆これからの基本方針

●大分県が策定した 3 つの基本方針に則った事業計画の策定

①街にあふれ、道にあふれる、県民総参加のお祭り

②新しい出会い、新しい発見～伝統文化と現代アート、異分野コラボ～

③地域を作り、人を育てる。

この方針に沿って、3 つの事業の具体的な内容を策定します。

●基本計画に掲げられた 10 の新杵築市立図書館に必要な機能とサービスを踏まえて、基本方針の策定を行います。それらの基本方針に対して委員会で意見を聴取し、4 つの手法に分類します。

〇営みをデザインする。〇時間をデザインする。〇環境をデザインする。

〇関係をデザインする。

◎意見を統括した概念　「みんなの『ひろば』の実現」
だれでも、いつでも、どこにいても、すべての住民に開かれた図書館
コンセプト　『「出会う」「学ぶ」「変わる」人と人をつなぐ交流の館（ひろば）』

●地区公民館の改修については、統合して閉校した小学校跡地への移転等も考慮し検討します。

◆主な取り組み

◎国民文化祭実施事業
- ●杵築市国民文化祭実行委員会の設立
- ●杵築市国民文化祭企画運営委員会の設立
- ●各関係団体との連携による事業内容の検討

◎市立図書館運営事業
- ●開館時 8 万冊の蔵書（新規購入 5 万冊、既存図書 3 万冊）
- ●書架・家具・什器等の備品整備
- ●天満児童公園との繋がりを活かした周辺整備
- ●職員体制や法令整備等の運営体制の確立
- ●利用者に喜ばれる新たなサービスの構築

◎地区公民館改修事業
- ●耐震がなく老朽化した 4 館の改築移転にむけての検討

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
図書館入館者数	24,100 人	30,000 人	36,000 人

（４）スポーツの振興

◆現状と課題

●スポーツ施設はあるが狭隘であったり、コート数が少なかったりし、硬式野球、全天候型陸上競技場（400m トラック）の要望などがあり、総合運動公園の整備が望まれています。

●市営サッカー場は、多くの利用者の方々に利用されており、特に人工芝コートの利用頻度が多く、人工芝が悪化・劣化しています。人工芝の張替えは莫大な経費が必要となりますが、人工芝のメンテナンスにより耐用年数が延長できることから、定期的なメンテナンスが必要になります。

●スポーツ合宿の実施にあたり、スポーツ施設や宿泊施設の受入れ態勢を確認し、どの程度の合宿が受入れ可能なのかを把握します。

●総合型地域スポーツクラブは、幼児から高齢者までが、生涯にわたりライフステージに応じたスポーツ活動の支援を行うことができ、クラブ運営の安定化への支援を行いながら、会員数の増加を目指します。

体育施設の利用状況

	H23		H24		H25		H26		H27	
	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数
杵築地域	15,782	161,105	15,782	161,105	15,203	215,663	14,542	196,429	15,858	199,447
文化体育館	11,287	84,600	11,287	84,600	10,664	87,600	10,436	97,925	11,787	81,039
B&G海洋センター	1,254	20,659	1,254	20,659	1,350	25,566	1,298	22,057	1,241	23,215
市営テニスコート	1,752	17,961	1,752	17,961	1,734	20,529	1,414	28,627	1,429	19,606
市営野球場	332	10,185	332	10,185	388	14,116	406	11,222	403	12,159
市営弓道場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
勤労者体育館	1,157	27,700	1,157	27,700	1,067	67,852	988	36,598	998	63,428
山香地域	3,995	71,001	4,192	58,791	3,073	70,526	3,135	70,923	2,832	91,161
市営サッカー場	963	51,528	1,160	48,933	1,129	53,285	1,187	61,565	1,255	75,489
山香グラウンド	113	6,939	113	6,939	100	6,069	53	1,507	79	6,669
山香体育館	631	10,246	631	631	509	9,837	493	6,449	553	8,058
市営弓道場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山香プール	2,288	2,288	2,288	2,288	1,335	1,335	1,402	1,402	945	945
山香ゲートボール場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大田地域	4	229	4	229	2	139	2	125	2	110
大田野球場	4	229	4	229	2	139	2	125	2	110
合　計	19,781	232,335	19,978	220,125	18,278	286,328	17,679	267,477	18,692	290,718

資料:文化・スポーツ振興課

◆これからの基本方針

●スポーツ合宿専門のコンシェルジュを配置し、窓口のワンストップ化を図ります。また、市内の各種事業者と連携することによって付加価値や満足度を高め、利用者にとって魅力のあるメニューづくりをすることで、積極的な受入れを進めていきます。

●幼児から高齢者まで市民が日常生活の中で生涯にわたりスポーツに親しみ、連帯感を深め健康で明るい地域社会の形成に寄与するため、総合型地域スポーツクラブの支援を行います。

◆主な取り組み

◎スポーツ合宿誘致事業

●スポーツ合宿の補助制度創設

◎体育施設整備事業

●総合運動公園整備の検討及び既存の体育施設の改修・修繕

◎総合型地域スポーツクラブ支援事業

●総合型地域スポーツクラブの運営やライフステージに応じた支援

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
体育施設年間利用者数	290,718 人	320,000 人	350,000 人

（５）人権が尊重されるまちづくり

◆現状と課題

●同和問題や女性をめぐる問題など、これまでも重視されてきた課題に加え、障がい者や高齢者、外国人、医療をめぐる問題など、人権問題を取り巻く環境が多様化・複雑化するなか、本市に住むすべての人たちが、地域の一員として誇りを持った生活を送ることができるように、人権教育の推進、相談窓口の充実が求められています。

●同和問題においては、差別や偏見を取り除き、正しい認識を持つための情報提供が必要になります。

●男女共同参画社会の実現に向けては、教育・啓発活動、就労環境の改善や子育て支援等を通じて、女性の社会参加を支援し、性別に関わりなく、個人の能力や個性を発揮できる環境づくりが必要になります。

●障がい者や高齢者、外国人をめぐる問題についても、県や関係機関とも積極的に連携した活動が重要になります。

・市民一人ひとりの人権意識の向上
・学校、事業所の人権同和教育の推進
・相談窓口の充実
・男女共同参画の啓発、社会全体での意識改革
・高齢者、障がい者の社会参加の促進

◆これからの基本方針

●人権尊重社会の実現を基本理念として、人権尊重意識を醸成する人権教育・啓発や人権問題に関する相談・支援・権利擁護の推進など様々な人権施策を総合的に進めます。

●同和問題を人権問題の重要な柱として取り組みます。

●女性への暴力を容認しない意識を広く社会に浸透させるとともに、相談、保護、自立支援などの被害者支援体制を充実し、男女共同参画実現のための男女平等と人権の尊重を守る環境づくりを進めます。

●人権が尊重される社会づくりを担える力を持った市民を育成するため、学校教育と社会教育の双方において日常的な人権教育、市町村・教育関係団体と協働した効果的な人権教育を推進します。

◆主な取り組み

◎教育・啓発活動の推進

- ●同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者など様々な分野における人権課題の差別解消に向けた教育・啓発の推進
- ●マスメディア、ICT など様々な手法を活用した啓発の促進
- ●関係課と連携した企業・団体内職員研修の促進
- ●教材・プログラムの開発・整備
- ●人権尊重意識の確立に向けた市職員研修の充実
- ●人権教育を推進する指導者やファシリテーターなどの人材養成・活用
- ●学校教育における人権教育の推進体制及び指導方法などの充実
- ●社会教育における人権教育の推進体制整備及び学習活動への支援

◎相談窓口の充実

- ●関係機関と連携した人権問題の相談支援体制の強化

◎同和問題の解決をめざす人権教育の推進

- ●同和問題解決に向けた施策の継続実施
- ●隣保館活動の充実

◎新たな人権問題への対応

- ●特定の国籍の外国人に対する憎悪表現防止につながる多様文化尊重意識の啓発促進
- ●性的少数者の理解促進のための啓発

◎男女共同社会実現

- ●女性に対する暴力を予防し、根絶するための広報・啓発活動の推進
- ●配偶者などからの暴力に対する相談・保護・自立支援体制の充実

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
人権問題専門研修受講者数	480 人	530 人	580 人

５．ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

（１）道路網の維持

◆現状と課題

●国道 10 号や 213 号、大分空港道路をはじめ地域内外を結ぶ県道 15 路線が主要な道路網を形成しています。県道については一部未改良区間もあり市民生活の利便性・安全性に支障をきたしています。

●本市が管理する道路橋は 460 橋あります。このうち建設後 50 年を経過する橋梁もあり、道路交通の安全性を確保するうえで事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応をする必要があります。

◆これからの基本方針

●道路網の充実は、市民生活や産業振興を支える最も重要な社会基盤であり、これからも市内拠点間を結ぶ幹線道路網の維持に努めます。

●平成 24 年に策定した橋梁長寿命化修繕計画による優先順位に沿って、予防的な修繕及び計画的な架け替えにより道路交通の安全性を確保に努めるとともに、橋梁の長寿命化によるコスト縮減に努めます。

道路･橋梁の現状

◇道路　　平成27年3月31日現在

	国 道	県 道	市 道	合計
道路延長(㎞)	42.2	118.0	952.0	1,112.2
道路面積(ha)	96.3	213.4	604.2	913.9
舗装率(%)	100.0	100.0	83.4	85.8
改良率(%)	100.0	92.5	39.4	47.3

◇橋梁　　平成27年3月31日現在

	国 道	県 道	市 道	合計
個数	29.0	52.0	460.0	541.0
延長(m)	852.2	1,483.2	6,458.7	8,794.1

資料:建設課

◆主な取り組み

◎道路ストック総点検委託事業

●道路 952ｋｍ　　幅員 4.5m以上の市道 135ｋｍの点検
トンネル 6 ヶ所，法面 20 ヶ所，標識等 20 ヶ所の施設の現状把握及び総点検の実施

●平成 26 年度より 5 年間で橋梁 460 橋について 2 巡目点検を開始
橋梁、トンネルについては 5 年に 1 度近接目視点検を行い、メンテナンスサイクルを実施

◎道路維持管理事業

●過疎化・高齢化の進展により、道路の草刈り作業を含めた維持管理が難しくなっており、各地域の解決課題として住民自治協議会を中心に地域住民で維持管理を実施

◆目標指標

指　標　名	基準値 (H 27 年度)	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
市道改良率	39.4%	39.6%	40.0%

錦江橋完成予想図

５．ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

（２）地域生活をささえる公共交通の充実

◆現状と課題

●自家用車の普及、少子高齢化による人口の減少により公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、民間事業者が路線を維持していくことが非常に困難になっています。

●民間バスの路線廃止等により交通手段のない空白地域が増えており、交通手段を確保する取り組みが必要になっています。

●平成 28 年 4 月より無人化となった中山香駅を通勤通学や通院､買い物等で利用する方の利便性を確保することが必要になります。しかしながら、駅業務を行なうにあたっては端末操作等専門的な知識が必要であり人材の確保が困難となっています。

コミュニティバス利用者数の推移

◇市内循環コース

系統名	運行曜日	利用者数				
		H23	H24	H25	H26	H27
右回り	月～金	13,862	14,527	14,202	12,283	10,546
	土				409	722
左回り	月～金	12,575	12,441	12,134	10,959	9,984
	土				503	891

※平成26年度土曜日運行については9月～3月実績

◇山香コース

系統名	運行曜日	利用者数				
		H23	H24	H25	H26	H27
浄土寺･富田線	月	1,256	967	938	747	526
内河野･西谷線	月	1,014	805	516	432	415
向野･床並線	火･木	1,839	1,576	1,315	1,117	1,027
仲尾台･元河内線	火	344	424	500	364	282
井手の上･下切線	水	935	837	646	578	515
津山･鹿鳴越線	水	503	411	344	243	404
上畑･小武線	木	607	638	509	378	235
下村･大久線	金	837	783	907	459	399
立石･山浦線	金	1,201	1,035	737	413	441

◇杵築コース

系統名	運行曜日	利用者数				
		H23	H24	H25	H26	H27
東線	月火水木金	5,442	5,751	5,352	5,379	4,928
北杵築線	月･木	512				
八坂線	火･金	404				
大内線	火･木	1,458	1,787	1,664	1,336	1,270

資料:政策推進課

◆これからの基本方針

●公共交通網形成計画の策定を受けて見直しを行ないます。

●公共交通である路線バスの運行を維持するため、民間バス事業者に対して、運行経費の損益補助を行い生活交通路線の確保に努めます。

●市内の主要な公共交通の手段であるバス路線の運行を維持しつつ、交通手段のない空白地域の交通手段を確保するためコミュニティバスの運行に取り組みます。現在 4 路線を運航しており、利用状況を把握しながら市全体の交通施策を検討する必要があります。

●民間路線バスやコミュニティバスの運行を補完しながら、交通空白地域の解消を図るため、乗合タクシー事業を推進します。

◆主な取り組み

◎過疎バス補助金事業

●民間バス事業者（大分交通・国東観光バス）に対する補助金交付

◎コミュニティバス運行事業

●運行路線

市内循環コース、杵築コース、山香コース、大田コース

◎乗合タクシー事業

●交通弱者の交通手段の確保と外出支援の促進

◎鉄道駅舎管理委託事業

●JR から簡易委託

●チケット販売や駅舎・トイレの清掃業務を端末操作等専門的な知識を有し経験豊富な JR の地元 OB へ委託

●切符販売による手数料収入を確保するための取り組み

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
コミュニティバス年間利用者数	32,585 人	36,000 人	40,000 人

５．ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

（３）上・下水対策の充実

◆現状と課題

●本市の水道施設は、杵築地域が昭和 31 年 7 月、山香地域が昭和 39 年 8 月に創設され、既に 60 年以上の歴史があります。

現在の杵築市浄水場は、昭和 49 年に建設され既に 42 年経ち、老朽化や耐震化、また、配水管においても同様の問題が発生しており、更新のための費用が嵩むことが予想されます。これに加えて、人口の減少が予想されている中で、家電等の節水技術の向上や節水意識の高まりにより有収水量は、減少傾向にあり、経営的には収入は減少しており、水道料金の値上げを見据えるなかで、簡易水道事業との統合や民間委託による事務の効率化、また、市町の枠を超えた広域での経営について検討の必要があります。

●杵築地域の下水道事業は、平成 5 年度より公共下水道事業に着手し、平成 12 年 3 月に供用開始しました。平成 23 年 3 月に計画変更を行い、計画区域を 591ha から 390ha に縮小しました。併せて終末処理場の処理規模を 4 系列（8,200 ㎥/日）から 2 系列（4,100 ㎥/日）に変更しました。平成 27 年度から、管渠の一部について長寿命化計画の策定に着手しており、施設の長寿命化に取り組んでいきます。平成 28 年度からストックマネジメント計画の策定に着手しており、長寿命化計画と併せて、終末処理場、ポンプ場、管渠の長寿命化に取り組んでいきます。また、平成 27 年度から処理場の耐津波計画の策定に着手しており、処理場の耐津波化に取り組んでいきます。全体事業完了は平成 47 年度としています。

雨水の排水計画については、自然流下による排水が困難な区域にポンプ場を建設していく予定であり、現在は谷川雨水ポンプ場と錦城雨水ポンプ場（1/2）を整備し、平成 26 年度より北浜雨水ポンプ場の整備に着手しています。

平成 27 年度末の加入率は 63.96%ですが、生活排水処理施設整備構想の中間目標に基づき、平成 37 年度末までに 75.3%の加入率を目標とします。

●山香地域の下水道事業は、平成 5 年度より特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成 12 年 4 月に供用開始しました。平成 23 年度に計画変更を行い、計画区域を 148ha から 132ha に縮小し、平成 26 年度に整備を完了しました。平成 27 年度から、管渠の一部について長寿命化計画の策定に着手しており、施設の長寿命化に取り組んでいきます。平成 28 年度からストックマネジメント計画の策定に着手しており、長寿命化計画と併せて、浄化センター、管渠の長寿命化に取り組んでいきます。また、立石地区農業集落排水施設を特定環境保全公共下水道に統合することを目指します。平成 27 年度末の加入率は 58.86%ですが、生活排水処理施設整備構想の中間目標に基づき、平成 37 年度末までに 78.3%の加入率を目標とします。

●立石地区・大田地区・中渓地区で整備されている農業集落排水施設は、平成 4 年度より事業を開始し、平成 16 年度に整備が完了しました。今後は、施設の長寿命化と経費の平準化を図る必要があります。
平成 27 年度末の加入率は 81.01%ですが、生活排水処理施設整備構想の中間目標に基づき、平成 37 年度末までに 90.0%の加入率を目標とします。

◆これからの基本方針

●杵築市浄水場の建設について、平成 28 年度・平成 29 年度において実施設計を行い、平成 30 年度から平成 32 年度までに送水・運用テスト、平成 33 年度竣工を目指します。また、安定した経営を図るため、適正な水道料金について検討します。

●公共下水道の全体事業完了予定である平成 47 年度に向けて、未整備地区を計画的に整備していきます。

●下水道ストックマネジメント事業計画に基づき、処理場（機械器具等）・マンホールポンプ・管渠の改築更新を行います。

●耐津波に対する終末処理場の強靭工事を実施します。

●整備地域内の下水道・農業集落排水への加入促進を図ります

◆主な取り組み

●杵築市浄水場の建設

●簡易水道事業の上水道事業への統合準備

●上水道のアセットマネジメントによる施設の更新計画を作成

●下水道のストックマネジメントによる施設の計画的保全

●立石地区農業集落排水施設の特定環境保全公共下水道への統合準備

●雨水ポンプ場の建設（内水対策）

●下水道・農業集落排水への加入促進

◆目標指標

指　標　名	基準値	目　標　値（※）	
	(H 27 年度)	H 31 年度	H 36 年度
下水道加入率（杵築地域）	64.0%	68.4%	74.1%
下水道加入率（山香地域）	58.9%	67.3%	76.3%
農業集落排水加入率	81.0%	83.2%	88.7%

※生活排水処理施設整備構想より抜粋

５．ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

（４）情報基盤の充実

◆現状と課題

●行政サービスについては、市公式ウェブサイトから情報を発信していますが、今後も双方向での情報交換や、電子申請へ対応が必要になります。

●ＩＣＴの急速な進化に伴うスマートフォンやタブレット端末等の普及により、市内外へ向けて市政情報や観光情報を､市公式ウェブサイトや市公式ＳＮＳ(フェイスブック・ツイッター)、ＹｏｕＴｕｂｅからタイムリーな情報提供が重要となっています。

●市内全域にケーブルテレビ網を整備し、難視聴地域の解消や情報格差の是正等を進めてきました。加入率も９割以上となっており、市民生活の一部として親しまれています。

移住希望やインバウンドが増加するなか、今後は移住希望者、観光客にきめ細かい情報提供を行い、本市の魅力を発信することが必要となります。

また、杵築地域においては設備導入から 12 年が経過し、センター機器や伝送路機器の老朽化が進んでおり、機器の更新を検討する必要があります。

◆これからの基本方針

●行政手続を市公式ウェブサイトから行えるよう、市民の利便性を確保する施策を展開していきます。

●市公式ＳＮＳを活用して、随時多くの情報を発信していきます。

●ケーブルテレビ網は、行政及び市民生活にとって欠かすことのできない情報通信基盤となっています。設備更新に際しては、安定的な運用を念頭に入れながら、福祉をはじめとする市民サービスの拡充、定住促進・企業誘致等の多面的なサービスの展開を視野に入れ、更なる情報基盤の充実を目指します。

●ケーブルテレビの伝送方式については、ＦＴＴＨ方式（光ファイバー網）での更新を予定しており、その特性を活かした新たらしいサービスの展開を進めていきます。(防災・福祉・教育・企業誘致・定住促進等)

◆主な取り組み

◎杵築市公式ウェブサイト等運営事業

●移住希望やインバウンドが増加するなか、移住希望者、観光客にきめ細かい情報提供を行い、本市の魅力を発信することが必要となることから、市公式ＳＮＳなどを活用して情報発信

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
市公式ウェブサイトへのアクセス件数	311,388 件	700,000 件	1,000,000 件

６．コミュニティの発展をささえるまちづくり

（１）コミュニティ協働の推進

◆現状と課題

●市内全域において、小学校区を基本単位とした住民自治協議会の設立に取り組み、平成 22 年度までに 13 協議会が発足し、杵築・大田・山香地域のそれぞれの地域性を活かした取り組みが行われています。平成 27 年度に人口割、事業割により交付金の交付額を見直し、地域防災事業への取り組みも行っています。地域課題の検討・市への提言など、地域が抱える問題解決に向けた取り組みが重要になっています。

●農業に従事し続けることにより医療費や介護負担の軽減できることが証明されつつあるなか、農産物の出荷に対する負担を住民自治協議会単位で農事組合法人等が集荷することで、見守りの体制など高齢者が長く農作業ができる環境を構築し、地域の維持につながる仕組みづくりが必要になります。

◆これからの基本方針

●地域におけるまちづくり、課題等の認識・解決、相互補完による活動の充実化のため、住民自治協議会の活動を支援し、まちづくりの中心的役割を担っていけるよう、財政・人的支援や協議会相互の協力体制を整え、市と協働のまちづくりを図ります。

●地域住民が主体となって、行政などとの協働によるまちづくりを推進します。また､協議会相互の連携が図られるようネットワークづくりにも取り組みます。

●高齢者の生産する農産物の集荷に併せて行う見守り支援について、住民自治協議会と関係部署である包括支援センターとの協働の取り組みを推進していきます。

●小規模ながらも長く農作業ができる環境の構築により、健康を増進することで介護予防につなげていくとともに、ひとり暮らしの高齢者の地域でのふれあい交流を図り、コミュニティ形成に寄与することができます。

●市内外の学生（市内居住・市内通学・市内出身の中学生・高校生・大学生等)、若年層の目線で、人口定着や交流人口の増加、地場産業の活性化など、地方創生をテーマに課題・解決策を提案してもらい、提案されたモデル策を実践することで、本格的な市の取り組みにつなげます。

●学生等が地域と解決策を検討し実施するチャレンジの場や支援体制をつくり、地域課題の解決チャレンジに参加する学生数を目標 100 人とします。

◆主な取り組み

◎住民自治協議会の支援

●人口減少、少子高齢化が進む中、地域の課題解決のため、住民が行政や関係機関と協働して地域づくり、地域福祉、生涯学習などの分野の事業を推進

◎学生チャレンジ事業

●元気で活力あるまちづくりを目指すことを目的として、地域の課題を若い世代の力やアイデアで解決するため、学生等自らの企画提案により実施する公益性の高い事業に要する経費の一部に対し、補助金の交付

◆目標指標

指　標　名	基準値（H 27 年度）	目標値	
		H 31 年度	H 36 年度
自治協活動参加人数（延べ人数）	15,475 人	24,000 人	36,000 人

（２）空き家対策の充実

◆現状と課題

●近年社会問題となっている空き家の増加に対し､｢空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 2 月に施行され、同法に基づき平成 27 年度中に「杵築市空家対策協議会」の設立と「杵築市空家等対策計画」の策定を行いました。市内には空き家が 684 戸存在し､そのうち 98 戸が周囲の生活環境に危険を及ぼす恐れのある空き家であることから、杵築市空家等対策計画に基づいて削減に向けた対策が必要になります。

●平成 28 年 4 月の空き家バンク登録件数(市ホームページに掲載されている件数)が約 25 件と非常に少ない状況となっています。

●利用可能な空き家で、空き家バンク未登録の物件があると推測されるなか、空き家バンクへの登録件数を増やし、ＵＪＩターン希望者の選択肢をより広げる必要があります。

◆これからの基本方針

●周囲に危険を及ぼす恐れのある空き家を現地調査し、対策協議会で協議し、特定空き家の指定を行う。その後、特定空き家の所有者に対し適正管理する旨の行政指導等を行い、危険な空き家の削減に努めます。

●生活環境課と連携し、まだ使える空き家について情報を共有することにより、所有者が空き家バンクに登録できるよう働きかけます。

◆主な取り組み

◎空き家等適正管理促進事業

●現地調査、特定空き家の指定、特定空き家所有者への行政指導

◎空き家バンク登録謝金制度

●空き家改修費等補助金（空き家バンク制度を利用し市外から転入した者）

●空き家登録者へ一件につき１万円分の報償品の贈呈。

◆目標指標

指　　標　　名	基 準 値 (H 27 年度)	目　標　値	
		H 31 年度	H 36 年度
空き家戸数	684 戸	400 戸	200 戸

６．コミュニティの発展をささえるまちづくり

（３）市民交流・都市間交流・国際交流の推進

◆現状と課題

●人口減少や高齢化が進む中、移住を視野に入れ、新しい担い手として都市住民の受け入れが必要になってきます。

●各事業分野において、隊員のスキルアップと任期終了後の定住を図るための活動を支援し、地域づくりの担い手として育成に努めます。

◆これからの基本方針

●平成 27 年度の移住、観光、農業、地域振興の分野 計 6 名の協力隊による活動に加え、平成 28 年度に 5 名を追加募集しています。今後は、移住・定住政策に 4 名（住民自治組織支援を含む）、農業分野に 2 名、観光宣伝用務に 2 名、英語初等教育の支援に 1 名､大田地域のコミュニティ支援に 1 名の合計 10 名で地域おこし事業に従事していきます。

●外国人の受入れについても、大分県と連携して観光等の体験プログラムなど積極的な受け入れ体制を整備しています。また、大学との協力協定を活用し、中学生以下の児童生徒、幼児を対象に外国語に触れる機会を創出していきます。

◆主な取り組み

◎地域おこし協力隊設置事業

●都市部からの若い労働人口の確保のため隊員を募集し、行政分野において関係課の職務を委嘱し地域振興に努め、隊員のスキルアップを図りながら、地域づくりの担い手として育成します。

◆目標指標

指　　標　　名	基 準 値 (H 27 年度)	目　標　値	
		H 31 年度	H 36 年度
地域おこし協力隊隊員数	6 名	10 名	10 名

地方創生
（27 項目）

１．地方における安定した雇用を創出する（ 9 項目）
２．地方への新しいひとの流れをつくる（ 7 項目）
３．若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる（ 4 項目）
４．時代に合った地域をつくり、安全なくらしを守るとともに、
　　地域と地域を連携する（ 7 項目）

事業名

01. 次世代につなぐ「きつきスタイル」農林水産業の開発

対象：市内農林業者・畜産農家・酪農家、市内漁業者

目　的

地域資源の循環及び付加価値のある農産物の生産を行い、地域農業の発展を図る。また、ブランド化や6次産業化を推進し、「儲かる農業・漁業」を実現することにより、後継者を確保し、地域特性に合った「きつきスタイル」の杵築市農林水産業の発展を図る。

課題意識

・特に、中山間地域で取り組める農産物の選定や農法が課題となる。
・輸入飼料に依存度が高いため飼料自給率の向上が必要である
・今後トレーサビリティ（追跡可能性）に対応できる、生産工程管理が求められる。
・米価下落に伴う水田農業者の所得低下が課題である。

基本方針

・今まで杵築市で前例のない新しい農業や水産業を実施します。
・次世代にとって、収入ややりがいが高まる農林業や水産業を開発します。
・常に消費者の志向に配慮した農業や水産業を推進します。

事業効果

定　量	所得及び販売単価の向上、飼料自給率の向上、コスト低減
定　性	産・農・官・学の協働による学術的根拠に裏付けられた農業振興を行うことにより、長期的な農業の活性化、6次産業化の推進及び杵築市農産物・水産物のイメージアップ、中山間地域農業の活性化

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●市内で循環出来る耕畜連携を目指します。 ●安心安全で高品質な農林水産物の生産に努めます。 ●消費者ニーズに応じた農林水産物の生産に努めます。	●新たな取組の情報提供・支援を行います。 ●安心安全な農林水産物の生産及び安定した農林水産業経営が行えるよう支援します。 ●中山間地域の農業が継続できるよう支援します。

事業名

02. 消費者に信頼され、愛される「杵築ブランド」づくり

対象：農林水産物生産者、加工品生産者

目　的

6次産業化を推進し、品質の良いものを生産するとともに、杵築ブランドとして戦略的に販売し、農林水産業者と加工品等の製造業者の所得を向上する。

課題意識

・米が象徴するように、農林水産物の価格が低迷し、生産者の経営に影響している。価格を向上するためには、品質の良いものを生産することはもちろんであるが、消費者にアピールする販売戦略が必要である。
・漁獲量、魚価の低迷に加え燃油高騰により漁家経営が圧迫され、就労意識に影響しており、担い手の問題に直結していることから、儲かる漁業を推進するため、漁獲物の加工、ブランド化を進める必要がある。

基本方針

・杵築市の特性やストーリー性を活かしたブランド価値の高い農林水産物や加工品を生産し、消費者に信頼され、愛される「杵築ブランド」を作ります。
・消費者の意見を聞き、流通関係者のアドバイスを受けて、消費者が求めるものを作ります。
・販売ルートを確立し、販売拠点として大型直売所等を活用して、消費者が買いたくなる販売を行います。

事業効果

定　量

・農林水産物の販売額の増加、加工品の売上額の増加

定　性

杵築の農林水産物のブランド力が強化され、価格の向上が図られるとともに、生産者の経営安定を図ることができる。また、杵築市でしか買えないものを特定の場で売ることよって、市外からの交流人口が増える。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●品質の良い農林水産物を生産します。 ●加工品を開発し、生産します。 ●消費者が望む産品を開発し、販売を行います。	●「杵築ブランド力強化計画」（仮称）を作成します。 ●新商品の開発や販路の拡大を支援します。 ●杵築ブランドの販売拠点として、大型直売所の設置を検討します。

事業名

03. 世界農業遺産のシンボル七島藺（シチトウイ）の復活

対象：七島藺栽培復活継承協議会

目　的

世界農業遺産のシンボル的な作物として、また、かつては杵築市の経済の発展に大きな役割を果たしてきた七島藺の栽培を復活させ、保全・継承する。
さらに、工芸品の開発などによって、七島藺の新たな価値を創

課題意識

七島藺は、江戸時代初期に栽培が始まって以来 350 年にわたって栽培されてきた杵築市にとって大変重要な作物であったが、平成 15 年を最後に杵築市では栽培されていない。栽培経験のある旧生産者の栽培技術を地域に伝えていく必要がある。また、最近では、織り機などの生産機械を確保するのが困難になっている。

基本方針

・世界農業遺産のシンボル的な作物として、また、かつては杵築市の経済を支えてきた七島藺を復活させ、保全に努め、次世代へと継承します。
・工芸品の開発などによって、七島藺の新たな価値を創造します。

事業効果

定　量　七島藺の生産拡大、七島藺工芸品の販売増加

定　性　世界農業遺産と連動した杵築市のイメージアップ
城下町とマッチした特産品の開発や工芸体験による観光客の集客力向上

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●七島藺を再び栽培し、栽培技術を地域の若者に伝承します。 ●七島藺の工芸品を制作し、新たな杵築市の特産品にします。	●七島藺の苗など栽培に必要なものを確保し、栽培技術の情報を提供します。 ●七島藺工芸塾の開催を支援し、工芸品の開　発や販売を支援します。

事業名

04. 魅力的で活力ある商業機能の充実

対象：市民及び市内外の観光客

目　的

商店街化を促進し、町に賑わいを取り戻すことで商店街の活性化を図るとともに、市民はもとより観光客のさらなる消費の拡大を図る。
また、道の駅のような地域産品の販売所を確保することで産業の振興を図る。

課題意識

・市内商店街に空き地や空き店舗が多いので、商店街として成り立っておらず、消費者の購買意欲がわかない。
・市民アンケート調査では、市内に商業施設が少ないという不満がある。
　観光客からは、お土産品店などが少ないという指摘がある。

基本方針

・空き店舗等の再生や空き地を活用し、地域に賑わいを取り戻すための支援を行い、コミュニティの拠点を目指します。
・地域産品の販売所を確保することで産業の振興を図ります。

事業効果

定　量　・新たな顧客の確保　　・消費の拡大

定　性　・交流人口の増による杵築の認知度アップ、にぎやかな商店街がある住みやすい街づくり

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●地元での購買に努めます。 ●商店主は、商店街の賑わい創出のために店舗同士の連携を深め、新規出店事業者とのつながりを大切にします。	●地元での購買を喚起します。 ●消費者ニーズの把握に努め、商店街の活性化につながる事業展開を支援します。 ●新規出店事業者の創業支援を行います。

事業名

05. まるごと創業支援事業

対象：創業や第二創業を考えている人、杵築市で事業所を開設する事業者

目　的

支援人材のネットワーク構築、創業家教育の推進、創業を応援する補助金制度の整備などの取り組みを実施する。

課題意識

平成27年2月、杵築市における創業件数の増加を目指して、「杵築市創業支援計画」を策定した。産学金官の各種関係機関が連携し、創業窓口のワンストップ化や関係機関による情報の共有化により、創業者がスムーズに創業できるように支援体制を構築しているが、その利用者はまだ少ない。

基本方針

・事業ノウハウ及び資金提供などの面から本市で起業・創業を考えている人をサポートし、「新しい事業にチャレンジできるまち」として広く周知します。

事業効果

定　量　新規産業の創出、雇用の確保、空きアパート・空き家の減少

定　性　まちなかの賑わい復活、創業精神の向上

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●既存の事業だけでなく、新たな事業へチャレンジし、売上・所得の向上を目指します。	●適切な支援を行い、創業者数を増やすことにより、新たな雇用を生み出すとともに、商工業の活性化を図ります。

事業名

06. 市全域にわたる観光事業の推進

対象：観光客

目　的

観光客が城下町周辺以外の観光資源へも訪問してくれるように、市全域にわたる観光事業を推進する。

課題意識

城下町周辺を中心とした観光事業が展開されているので、城下町以外の杵築・山香・大田エリアの観光素材の掘り起こしを行い、交通手段なども考慮した散策コースの設定など、点を線で結ぶことで観光客の誘客を促進する必要がある。

基本方針

・城下町地区へ来訪する観光客が、城下町見学以外の観光をしてもらえるように取り組みます。
・城下町地区に加えて、その他の杵築、山香、大田エリアでの観光資源のブラッシュアップ（磨き上げ、魅力的にすること）を図り、滞在中の過ごし方の選択肢を増やします。
・近隣自治体との連携により、国東半島地域の特色を活かした観光ルートの確立に努めます。

事業効果

定　量	観光客の増加、観光客の滞在時間の延長
定　性	観光客の増加による地域の活性化や消費の拡大

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●「観光おもてなし宣言」(*2)に基づき、観光客の応対に努めます。	●観光協会と連携し、広報宣伝活動などを行い、魅力ある観光資源を県内外に発信します。 ●観光客受け入れ体制の整備に努めます。

※2：平成20年4月1日に宣言。杵築市民一人ひとりがお客様をあたたかい「おもてなしの心」でお迎えすることで、お客様が心から杵築を楽しみ、満足し、また訪れたいと思える観光地を目指します。

事業名

07. スポーツ合宿・研修の誘致

対象：スポーツ愛好者

目　的

市内のスポーツ施設や合宿施設を活用し、合宿による滞在観光型として地域経済の推進を図る。

課題意識

主な施設として文化体育館とサッカー場があるものの、スポーツ合宿での活用についてPR（宣伝・広告）が進んでいない。市内の各種事業者と連携をして、付加価値や満足度を高めていく必要がある。

基本方針

・スポーツ施設や合宿施設、宿泊施設等の地域資源を有効に活用し、スポーツ合宿のまちとしてスポーツ愛好者を誘引します。

事業効果

定　量

宿泊客増による周辺の飲食店、産直品やお土産の売り上げ、杵築市の知名度ＵＰにもつながる。

定　性

文化、スポーツ施設と宿泊施設との連携が取れなく、どの施設が使用できるかなど情報の共有ができてない。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●合宿で使用できる施設の提供を行います。 ●おもてなしの心でお客様をお迎えします。	●合宿で使用する施設を適正に管理します。 ●有名大会における合宿誘致など、PRにつながる機会に積極的に参加します。

事業名

08. エネルギーを大切に使うまちづくり

対象：施設、交通

目　的

本市の取り組む事業が、自然を大切にし、二酸化炭素排出に配慮した事業となるようにする。

課題意識

市役所及びその関連機関の二酸化炭素排出量が、平成 23 年以降上昇傾向にある。

基本方針

・公共施設を中心に、エネルギーを「創る」、「蓄える」、「省く」ことに努めます。
・エネルギーを「創る」、「蓄える」、「省く」ことについて、市民や市内企業に対して情報提供や働きかけを行います。

事業効果

定　量　二酸化炭素排出量の抑制

定　性　省エネについての市民、市内企業の知識及び意識の向上

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●二酸化炭素排出抑制について積極的に理解し、意識を高めます。	●公共分野での二酸化炭素排出抑制を推進します。 ●二酸化炭素排出抑制について、市民や市内企業に周知します。

事業名

09. ふるさと納税で元気と魅力アップ

対象：市外寄附者、市内業者

目　的

ふるさと納税制度を活用し、地域の魅力発信と特産品等の販売を促進し、地域の活性化に貢献する。

課題意識

・寄附金の活用方法の検討
・お礼の品物を提案型にするなど選定方法の検討
・事業者等の育成と地場産業の活性化

基本方針

・ふるさと納税のお礼の品の提供を通じて、市内産品やサービスを広く全国にアピールします。
・ふるさと納税への理解を高めて、本市と繋がりのある方を増やしていきます。
・寄附金の有効的な活用を進めていきます。

事業効果

定　量　寄附件数・金額の増加、市内経済の発展（売上高の増加）

定　性　６次産業化の推進、商品や市の PR 効果
杵築市に興味を抱く人の増加

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●特産品やサービス等の開発や提案をします。	●ふるさと納税の取組みを広く紹介していきます。 ●事業者等へ育成につながる指導をします。

事業名

10. 生活設計ができる移住パッケージの開発

対象：UIJターン希望者

目　的

・移住希望者が生活設計をした上で移住できるパッケージを作成する。
・移住者を対象としたものだけではなく、担い手対策として活用できる。

課題意識

・移住して農業を始めても、自立できるほどの収入を得るには、働く場やサポート体制が不可欠である。
・収入が不透明なままのUIJターンは不安である。

※1：Uターンとは地方から都市へ移住し、その後再び地方へ移住すること。Jターンとは地方から大規模な都市へ移住し、その後地方近くの別の都市へ移住すること。Iターンとは都市から地方へ移住すること。これらを合わせてUIJターンと言う。

基本方針

・移住を検討している方が、仕事、収入、生活、住居などの面から具体的に検討ができ、しっかり自分に合う計画を立て、安心して移住を決断できるように具体的なプランを示します。
・Uターンを検討している方も、家族や親族や友人と楽しく暮らせるように、計画を立てて安心して帰郷できるプランを示します。

事業効果

定　量　移住者・Uターン希望者の増加、新規就農者の増加、兼業農家の増加

定　性　「きつき」生活を楽しむ移住者が増えるとともに、手助けが必要な杵築市民（要介護者、高齢者、育児者、子供、障がい児・者）から感謝・信頼されることにつながる。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●移住希望者をやさしくサポートします。 ●移住者が地域にとけ込みやすい環境をつくります。	●地域・事業所・農家などと連携し、移住者が定住できるよう支援します。 ●移住希望者が定住するために空き家情報などの必要な情報を提供します。

事業名

11. 住みたい物件が見つかる「空き家バンク」の充実

対象：UIJターン希望者等

目　的

居住用建物の登録に限らず空き店舗や空き地も登録することにより、移住者のみならず起業希望者等の定住人口増加を目指す。

課題意識

登録物件数を増やすとともに、市ホームページを改良し、情報の充実を図る。さらに「空き店舗」、「空き地」を登録できるような仕組みづくりにも取り組む。

基本方針

・空き家バンクを定住・移住の重要なきっかけと位置付けて、充実を図ります。

事業効果

定　量　登録物件数の増加、利用者の増加

定　性　「空き家」、「空き店舗」の利用が増えることで、まちの活性化や防犯対策につながり、人口も増加すれば地域の維持が可能になる。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●市へ物件情報を提供します。 ●移住者が地域に溶け込みやすい環境をつくります。	●空き家バンクの登録を推進します。 ●市民に対し、迅速でわかりやすい情報を提供します。 ●移住者へのサポートをします。

事業名

12. Kit-suki（きっとすき）になるグリーンツーリズム（農村交流）

対象：グリーンツーリズム体験希望者

目　的

杵築市オリジナルのグリーンツーリズムを体験してもらうことにより、杵築へのUIJターンの足がかりとなるようにする。また、リピート率の高いものにしていく。

課題意識

これまで「山香グリーンツーリズム研究会」が活動を行ってきたが、今後は観光協会等も一緒になり、杵築市におけるグリーンツーリズムのコンセプトを計画する。
また、受入農家の高齢化による受入人数の減少が見込まれる中、集落営農法人等を視野に入れた、新たな受入施設の発掘育成が必要となっている。

基本方針

・本市の農業や自然を知ってもらうための宿泊施設としてグリーンツーリズムを位置づけます。
・杵築市がこれまでグリーンツーリズムに観光として着手してこなかったことに対して、取り組みを始めたことを内外にアピールすることによってグリーンツーリズムのみならず市内観光にも来客者数の底上げが期待できます。
・国東半島宇佐地域農山漁村ツーリズム推進協議会に参画し、インバウンドをはじめとした各種対策を実施することにより、国東半島宇佐地域の他市と連携・協力し対象地域全体の活性化を図る。

事業効果

定　量

受け入れ施設の増加に伴い参加者延べ数を増加させる。
田舎暮らしツアーを定期的に開催することによって、目標数値（移住人数/参加人数）を高めるような計画を行い。定期的な評価を行う。

定　性

杵築市オリジナルのグリーンツーリズムが誕生すると考えられる。また市内に定住してもらった方に今後リーダーとなって次の実行者を呼び込みやすくなる。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●お客さんに充実した旅を提供する。 ●移住希望者をやさしく指導します。	●参加者に対し、迅速・正確でわかりやすい情報を提供します。 ●受入施設増加のための支援をします。

事業名

13. Kit-suki（きっとすき）になる学生研修の受け入れ

対象：市内外の高校生・大学生

目　的

杵築市で、市内外の若者が働く機会を増やし、地元で働く（研修する）ことにより、青少年に社会でたくましく生き抜く力を身につける。また、「地域の子どもは、地域で育む」という機運をつくる。あわせて、市内での就職に結びつけることにより、市内企業等の人材確保や定住者の増加を目指す。

課題意識

・学生が、市内施設等で働く（研修する）ことにより、規範意識や社会性を身につけた青少年を育成する。
・その魅力を体験することにより、杵築市で働く若者を増やす。

基本方針

・市内にある医療、介護、福祉等の施設や、農業、漁業、商店、企業などの事業所に加え市役所、消防署などで、学生の研修を受け入れることができるように、体制や環境づくりを行います。

事業効果

定　量

・地元学生の就職や市外からの転入者の増加

定　性

・職業感や実践的な素養が身につき、若者の人材育成につなげる。
・研修を通じて、杵築市に関心を持つ人が増える。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●研修受け入れ希望者を指導・育成します。	●研修希望者に対する情報提供・連絡調整等支援を行います。 ●公務員を目指す学生には、一般行政、消防防災等について研修を受け入れる。

事業名

14. 地域資源を活用した健康づくりの推進

対象：健康づくりに取り組みたいと考えている杵築市民と観光客

目　的

杵築市全体で健康づくりに取り組む機運を醸成し、日常生活に運動を取り入れる市民を増やす。健康づくりに関心のある観光客も集客する。

課題意識

杵築市では、運動習慣のある人が県平均より少なく、40 歳以上ではメタボ該当者やその予備群が多い等の現状から、地域全体で日常生活に運動を取り入れる健康づくりを推進していくことが必要である。地域全体の取り組みとなるために、地域振興と連働した施策を打ち出していくことが必要である。

基本方針

・地域資源を活用し、市民・商店街・行政等が一体となって　市内外の方を対象とした健康増進を取り組みます。

事業効果

定　量　運動習慣のある人の割合が増える。

定　性　健康づくりの町として PR することで、都会から健康意識の高い人々が移住し、市全体の健康づくり意識が上がり、人口が増える。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●地域の中でウォーキングに適したコースを報告します。 ●運動（ウォーキング）を行うよう心がけます。 ●ウォーキングガイドの養成講座に参加します。 ●減塩ヘルシー定食について、協力開発をします。	●運動に適したウォーキングロードの選定をし、ウォーキングの推進や減塩食の普及について、市民に対し迅速・正確でわかりやすい情報を提供します。

事業名

15. 「人財バンク」の創設

対象：市民

目　的

市民に対し、生きがい創出や、地域社会への参画を図り、地域のコミュニティーを活性化させる。

課題意識

市民が、その豊かな知識や経験、技術を生かして地域で活躍できる仕組みをつくり、社会参加と生きがいづくりを促進することが必要である。

基本方針

・市民について、あらゆる分野の人材情報を集め、学びあう、協力し合う機会を提供するため、「人財バンク」を設置します。

事業効果

定　量　人材バンクの登録者数の増加、活用数の増加

定　性　豊かな知識や経験、技術を持つ人と、その力を借りたい市民とを結びつけることにより、世代間の交流が盛んになり、「生涯現役社会」の実現につながる

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●技術や知識を継承するよう人財バンク登録に協力します。 ●人財バンクを活用し学習機会を設け、地域社会への参画を図ります。	●あらゆる分野の人材情報を集め、学習機会を提供します。

事業名

16. 魅力的な情報発信

対象：市外住民（国内、海外）

目　的

市外（国内、海外）へ向けた積極的な情報発信（行政・観光・イベント情報）により、市イメージの向上を図るとともに、移住希望者や観光交流人口の増加を目指す。

課題意識

- 市公式ウェブサイトの充実により、移住希望者、観光客等にきめ細かい情報提供を行い、杵築市の魅力を発信することが必要である。
- 情報の受け手側の手段が多様化する中、発信手法を考慮し、効果的に情報発信することが必要である。

基本方針

・市外、国外に向けた情報発信に重点を置き、世界に杵築市の良さを知ってもらいます。
・生活にかかる情報発信を市外に向けて行うことで、市内への移住希望者を誘引します。

事業効果

定　量　交流人口、移住人口の増加

定　性　市イメージ（住みよさ（子育て環境）、自然環境・食材、文化）の向上

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●市民、地域等から市へ情報を提供します。 ●市民、地域から個別に魅力的な情報を発信します。	●市外へ向けて、観光協会と連携して積極的に魅力のある情報（市内イベント、文化財、農林水産物の情報等）を提供します。

事業名

17. 素敵な出会いをサポートする「婚活事業」の取り組み

対象：20 歳以上の未婚の男女

目　的

少子化の原因の一部である未婚化・晩婚化を少しでも解消するため男女の出会いの場を提供するとともに、誰もがかけがえのないパートナーとの人生を歩むことができるきっかけづくりをする。

課題意識

・国立社会保障・人口問題研究所によると、1975 年以降の出生率低下の原因の約 7 割が、未婚化・晩婚化の進行によるものであると指摘がある。
・杵築市も他市同様に未婚者数が増加している状況の中、若い世代の結婚意欲の高揚を図る必要がある。

基本方針

・体験型・ボランティア型・観光型の活動を通じた出会いの場を提供します。

事業効果

定　量　企画イベント数、参加者数、カップル成立数

定　性　結婚支援事業は、この後の「出産支援」、「子育て支援」へと続く一連の政策とすることで、切れ間ない支援が可能となる。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●参加者が未婚化の解消と併せて結婚後、市内で定住できるようにします。	●できるだけ多くの男女の出会いの場を提供します。

事業名

18. 妊娠・出産・育児まで切れ間のない子育て支援

対象：18 歳未満の児童を養育する保護者

目　的

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりと、第 2 子、第 3 子を持ちたいと思えるように子育てに関する経済的負担の軽減を図る。

課題意識

杵築市は合計特殊出生率が 1.66 と県下でも高い水準で推移している。しかし人口ビジョンでは、さらに 3 割増しを目指している。保育ニーズに対応できるよう保育園・こども園の整備を実施してきたが、さらに様々な就労形態等に対応できるよう、民間と共同して子育て支援サービスの提供を図る。
すべての小学校区に放課後児童クラブの設置を目指している。

基本方針

・子どもを産み、育てるにあたっての経済的負担を軽減するための制度を整備します。
・働きたいと思っている子育て中のすべての女性が働けるように、育児支援の制度や環境を整えます。

事業効果

定　量　保護者負担の減、様々な子育て支援策による若年層の流入人口の

定　性　”子育てに優しいまち”として、市の取り組みのイメージアップになり、杵築市に住みたいまちづくりにつながる。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●地域で安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに協力します。 ●子育てに優しい事業所を目指します。	●市民に対し、迅速で正確でわかりやすい情報を提供します。 ●広報やホームページ、ＫＤＴ、子育てガイド等を利用して、充実した子育て情報の発信に努めます。

事業名

19. 小・中学生の教育の充実　～英語教育を中心にして～

対象：幼稚園児、小学生、中学生

目　的

児童生徒の学習する機会を増やし、教育レベルの向上を目指す。

課題意識

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、幼稚園児、小・中学生が英語に触れる機会を充実するとともに、小学校における英語教育の拡充、中学校における英語教育の強化など、小・中学校を通じた英語（体験）教育の充実が求められている。

基本方針

・教育立市に係る学力向上の取組を積極的に推進します。
・近年の外国人観光客が増えている状況を好機としてとらえ、園児・児童生徒の英語体験及び英語学習に力を注ぎます。
・放課後の学習機会を充実し、小・中学生の総合的な学力の向上を図ります。

事業効果

定　量　・英語力を中心にした子どもたちの学力の向上

定　性　・杵築市に住めば英語力の向上が望めるので、希望する家族が転居してくる

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●地域人材として、積極的に放課後補充学習に参加します。 ●家庭は学校と連携し、子どもの家庭学習時間の確保に努めます。	●ALT 等を活用した教職員の能力開発･資質向上と人材育成に取り組みます。 ●居住区を問わず、市内外、県内外向けに HP 等を活用し積極的に情報を提供します。

事業名

20. 学生による地域課題の解決チャレンジ

対象：市内の小学生・中学生・高校生、市内外の大学生

目　的

観光振興や6次産業化などの地域課題を、若い世代の力やアイデアで解決する。また、その練習の場を作る。杵築の魅力を学ぶことにより、杵築への愛着心がさらに強くなり、将来杵築で活躍する人「財」へ育成する。また、年齢層ごとに講座設定を変え、高学年にふるさとキャリア教育をすることで、将来の自分のビジョンを明確にできる。

課題意識

小中学生、高校生を学校だけでなく、地域とともに応援し、社会に送り出すことが、自分の地域に貢献してくれる人「財」となる。また、地域が一丸となって、子どもたちの学力や志、人間性、社会性、社会に通用する力を育てる機会を提供する必要がある。また、大学生グループとの協働により市民の健康増進、語学力向上などに繋げる必要がある。

基本方針

・市内で解決要望のある課題について、学生などが地域との合意の下、解決策を検討し実施するチャレンジを行えるように、制度や支援体制づくりを行い

事業効果

定　量

・市内外の学生や若者グループに対して、課題の提示とその解決方法を考え実践するグループ数、個人数が増える。

定　性

・活動を通じて、杵築市に関心を持ち、杵築市の良さを知ることとなる。
・現状と課題を把握し解決することで、杵築市への愛着心が養われる。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●学生が課題解決に参加する機会を提供します。 ●積極的に参加し地域に貢献します。	●学生の自発的な参加を支援するための機会の充実や情報提供に努めます。

事業名

21. 地域が元気になる住民自治協議会活動の充実

対象：市民全体

目　的

住民自治協議会（自治協）に加盟している地域の各種団体が個別に活動するのではなく、自治協で地域全体の事業として連携・協力して取り組むことで、効果的・効率的な事業実施が可能となる。

課題意識

現在、市内全域で 13 の協議会が設置されているが、活動のほとんどは地域の親睦活動となっており、参加者も高齢者が多い状況である。住民自治協議会の組織体制づくりの強化を行い、住民主体で自らが課題解決の取り組みを、積極的に行えるようにする。

基本方針

・市内各地域の将来人口を見据えて、住民自治協議会の取り組みを多様化し、地域住民にとって暮らしやすい地域を自ら作っていけるような仕組みの構築や支援を行います。

事業効果

定　量　市との協働件数の増加

定　性　地域住民の問題解決意識が増すことにより、安心安全な地域づくりが可能となる

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●地域課題を可能な範囲で自ら解決できるようにします。 ●市との協働事業に取り組みます。	●市民に対し、迅速・正確でわかりやすい情報を提供します。 ●安心安全な地域づくりに取り組みます。 ●自治協活動を支援します。

事業名

22. 未来につながる地域団体の「自立・自律」支援

対象：市内の団体

目　的

市内にある地域のための事業を行っている団体が、サービスの質の向上により経済的に自立していけるように支援する。

課題意識

・地域団体の財政的な自立が望まれる。
・地域団体の活動にあたって魅力的な人材の発掘が必要になる。

基本方針

・市の事業（高齢者・健康事業等）の受託や各地区公民館にて出前講座を実施することで、地域団体の自立・自律につなげて行きます。

事業効果

定　量　市事業受託数、公民館出前講座数

定　性　地域団体が経済的に自立し、ますます地域のための活動が活発にできるようになる

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●人材の受け入れと補助金に頼らない運営を目指します。	●専門的知識を備えた人材確保を支援します。 ●市事業や公民館口座を地域団体へ委託します。

事業名

23. 必要な医療・介護サービスの提供体制づくり

対象：医療・介護サービスを必要とする高齢者等

目　的

市民が必要とする医療・介護サービスを受けられる体制を整備することにより、健康不安を軽減することで、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるしくみをつくる。

課題意識

高齢化の進展により、定期的な医療サービスを必要とする高齢者の増加、交通手段を持たない高齢単身世帯・高齢夫婦世帯などの増加などが見込まれる。また、開業医の高齢化による休診・閉院により、無医地区の増加も懸念される。

基本方針

・市民が、医療や介護などの必要なサービスを、必要な時に受けることができるよう、地域における提供体制の整備を図ります。

事業効果

定　量	要介護者の減少、医療費・介護サービス費の抑制
定　性	住民の健康不安の解消、医療・介護サービスの理解度アップ

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●市や事業所からの医療・介護サービスに関する情報を、適切に利用するとともに、地域や団体において共有します。	●市民に対し、迅速・正確でわかりやすい情報を提供します。 ●市民ニーズを定期的かつ適切に捉え、必要な対策を講じます。

事業名

24. 経済活動、社会活動を通じた高齢者・障がい者の見守り

対象：高齢者及び障がい者

目　的

経済活動や社会活動を通じて、高齢者や障がい者を孤立させない活動を行う。

課題意識

独り暮らし高齢者及び高齢夫婦世帯の増加、並びに親亡き後の障がい者等要見守り対象者の増加が見込まれている。

基本方針

・市内で行われている経済活動や社会活動の機会を活用し、孤立が危惧される高齢者や障がい者などを見守る仕組みや体制をさらに充実させます。

事業効果

定　量

対象者の異常を早期に発見し早期に対応することで医療、介護、福祉サービス費用の抑制が図られる。

定　性

高齢者や障害者が安心していつまでも地域で暮らし続けることができる。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●地域内での見守り活動に協力します。	●事業所等と連携して、見守り体制を充実させます。 ●市民や事業者等への周知・普及啓発を行います。

事業名

25. 気軽にお出かけできる地域交通

対象：市民全体

目　的

既存の地域交通から、市民がより利用しやすいように路線の見直しや新しい地域交通の検討を行い、住民の移動手段を効率的・効果的に確保する。

課題意識

高齢者等が、病院や買い物に出かけても困らない便利な地域交通や通勤や通学のための公共交通手段の確保が必要である。さらに、交通機関を利用した生活用品の配達等、新しい地域交通も望まれている。

基本方針

・市内の各地域を結ぶ公共交通を、市民が外出しやすくなるように、利便性の向上を図ります。

事業効果

定　量　地域交通利用者の増加

定　性　どこで暮らしても便利なまちづくりができれば、地域の維持が可能となる

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●お出かけの際には、できるだけ地域交通を利用します。	●市民にやさしい交通手段を提供します。 ●市民に対し、迅速でわかりやすい情報を提供します。

事業名

26. 将来にわたって持続可能なまちづくり

対象：杵築市全域

目　的

将来の人口変化に備えて、住むところ（居住誘導区域）と医療・福祉・商業施設の立地（都市機能誘導区域）、さらには、地域交通の再編と連携について将来計画を策定することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指す。

課題意識

市全体としての計画性に欠ける開発を避け、公共施設の適正配置を推進し、複数の居住区域を公共交通で結び効率的ネットワーク化を促す。また、公共交通機関である JR 駅を起点とした公共交通ネットワークの確立も重要課題である。

基本方針

・将来人口、防災、公共施設、交通、医療・福祉・商業施設等の地理的データ分析に基づき、暮らしやすいまちが存続するように、将来に向けての都市機能区域と交通網（ネットワーク）の在り方を示す計画を策定します。
・JR 駅が重要な交通拠点であることから、その周辺の今後の都市開発について計画します。

事業効果

定　量

市街地の人口減少を防ぐことができる。公共交通の利用者数の減少を防ぐことができる。居住誘導区域の設定により、民間投資を促すことができる。高齢化社会に向けた公共交通の拠点となる JR 各駅の利用者数が増える。

定　性

立地適正化計画の策定は、効率的、効果的なまちの開発につながる。また、JR 杵築駅周辺を整備することで国東半島の玄関口としてふさわしいイメージの向上につながる。

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●計画策定に関わります。 ●JR 駅及び周辺施設を積極的に活用します。	●市民に対し、迅速・正確でわかりやすい情報を提供します。 ●JR 駅及び周辺施設の活性化に取り組みます。

事業名

27. 地域を元気にする空き施設の活用

対象：山香、大田地域の閉校に伴う小学校等の跡地

目　的

閉校となった学校施設などの遊休施設を活用し、地域活力の維持、向上へと結びつける。

課題意識

地域住民が主体的に閉校となった学校施設などの活用について検討し、地元の意見を可能な限り受け入れた有効利用ができる施策が必要である。
また、地域コミュニティの交流拠点として、地域住民が主体となって、さまざまな活動ができるよう支援する。

基本方針

・閉校となった学校施設などの遊休施設について、地域にとって経済的、社会的に効果が得られるように有効利用します。
・遊休施設の活用は、経済的に自立できるように計画します。

事業効果

定　量

・施設の稼働率、利用者数の向上

定　性

・地域住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる

役割分担

市民（市民、企業、地域、団体）	行政（市、県、国）
●計画策定、活用方法について主体的に検討します。	●市民に対し、迅速・正確でわかりやすい情報を提供します。

参考資料

政 推 第　1126　号
平成 28 年 10 月 31 日

杵築市総合計画審議会
会 長　牧　田　正　裕　　様

杵築市長　　永　松　　悟

新総合計画の策定について（諮問）

杵築市総合計画審議会条例（平成 18 年杵築市条例第 3 号）第 2 条の規定により、次のとおり諮問します。

諮　問

人口減少や少子高齢化等が急速に進展する中において、市民と行政が目　指すべきまちづくりの将来像を共有し、更なる市勢発展に結びつけるために、これからのまちづくりを進めるための指針となる新総合計画を策定したいと考えますので、貴審議会の意見を求めます。

平成 29 年 3 月 6 日

杵築市長　　永　松　　悟　　様

杵築市総合計画審議会
会 長　牧　田　正　裕

第 2 次杵築市総合計画（案）について（答申）

平成 28 年 10 月 31 日付け、政推第 1126 号で諮問のありました、新総合計画の策定について、当審議会において審議を重ねた結果、適当と認めましたので、杵築市総合計画審議会条例（平成 18 年杵築市条例第 3 号）第 2 条の規定により答申します。

なお、計画の遂行にあたっては、下記事項に配慮されますよう意見として申し添えます。

記

１．本計画を円滑かつ効果的に推進するため、本計画の趣旨や内容を分かりやすい形で市民に周知するとともに情報共有に努めること。

２．本計画の実現に向けて、市民や各種団体と行政との協働によるまちづくりを推進するとともに、効率的かつ効果的な行政運営に努めること。

３．実施計画については、厳しい財政状況の中、事業の必要性・緊急性等を考慮しながら的確な事業選択を行い、主要施策や主要事業の進捗管理を行うことで事業の達成度の明確化に努めること。

杵築市総合計画審議会委員名簿　　（敬称略：50音順）

役職	氏名	備考
	安倍　香代子	杵築市母子寡婦福祉会　会長
	石本　利行	老人クラブ連合会　会長
	伊東　幸子	山香こども園　園長
	伊藤　みどり	杵築市ＰＴＡ連合会母親部　部会長
	伊東　良一	身体障がい者福祉協会　会長
	岩尾　善治	杵築市ＰＴＡ連合会　会長
	クリスティ美保子	ザ・ジャパン・トラベル・カンパニー㈱役員
	河野　正治	杵築市議会　議長
	近藤　亜矢	大分県東部振興局地域振興部　主査
	田原　美保	大田放課後児童クラブ　代表
	中根　隆文	大分県漁業協同組合杵築支店　運営委員長
	泥谷　修	杵築市議会　総務委員長
	廣石　良幸	杵築市区長連合会　副会長
	藤原　洋三	大分県農業協同組合　東部事業部統括副部長
	本田　真一郎	杵築青年会議所　理事長
会長	牧田　正裕	立命館アジア太平洋大学教授
副会長	松原　保則	杵築市商工会　副会長
	三代　俊也	立石小学校　校長
	村井　百合子	大分県農業協同組合　東部事業部女性組織協議会長

第２次杵築市総合計画

2017 年 4 月発行

編集・発行　　杵築市役所政策推進課

〒873-0001　大分県杵築市大字杵築 377 番地 1
ＴＥＬ　０９７８（６２）１８０４
ＦＡＸ　０９７８（６２）３２９３
Ｅ-mail　seisaku@city.kitsuki.lg.jp